

令和元年

南三陸町議会会議録

第6回定例会 9月6日 開 会
9月19日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和元年 9 月 10 日（火曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

令和元年9月10日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会 計 管 理 者	三 浦 清 隆 君
総 務 課 長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	及 川 明 君
震災復興企画調整監	桑 原 俊 介 君
管 財 課 長	三 浦 勝 美 君
町 民 税 務 課 長	阿 部 明 広 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原 義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤 孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建設課技術参事 (漁 港 担 当)	田 中 剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤 知 樹 君
上 下 水 道 事 業 所 長	佐 藤 正 文 君
総 合 支 所 長	佐久間 三津也 君
南三陸病院事務長	佐 藤 和 則 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩 淵 武 久 君
教育委員会部局	
教 育 長	齊 藤 明 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	大 森 隆 市 君
監査委員部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	三 浦 浩 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	高 橋 一 清 君
農業委員会部局	
事 務 局 長	千 葉 啓 君

事務局職員出席者

事務局 長	三浦 浩
主幹兼総務係 長 兼議事調査係 長	小野 寛和

議事日程 第3号

令和元年9月10日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 88号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 第 4 議案第 89号 南三陸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定に
ついて
- 第 5 議案第 90号 南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 91号 南三陸町給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 92号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負
担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 93号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 94号 南三陸町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例
制定について
- 第10 議案第 95号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第 96号 工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第 97号 工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第 98号 工事請負変更契約の締結について
- 第14 議案第 99号 工事請負変更契約の締結について
- 第15 議案第100号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

本日3日目の定例会になります。

きょうから一般質問が終わりまして議案に入ります。活発なご発言を期待いたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番佐藤正明君、7番及川幸子君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告6番、及川幸子君。質問件名、1、20億にも膨れ上がった復興祈念公園等について。2、水産物不漁に対する施策を考えては。以上2件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇発言を許します。7番及川幸子君。

〔7番 及川幸子君 登壇〕

○7番（及川幸子君） おはようございます。

7番及川幸子は、ただいま議長の許可をいただきましたので、2件の質問のうち、1件目を壇上より佐藤町長にご質問いたします。

20億にも膨れ上がった復興祈念公園について。①といたしまして、右岸と左岸の土地交換について。②として右岸地権者の「まちづくり参加権」について。③として公園面積が23ヘクタールから6ヘクタールに縮小されたが、当初計画が復興庁に認められなかった理由を伺う。④として海岸からの避難道路や防災幹線道路が少ないが、震災前の道路環境をつくり次の災害に備えるためにも命を守る道路整備ができたのかお伺いいたします。⑤といたしまして祈念公園の瓦れき撤去費など2回の追加工事で6億6,400万円計上しているが、当初計画7億8,000万円の内訳と第1回追加工事の地下埋設物が設計変更書に記載されていないのでご確認

いたします。資料提示でもよろしいかと思われま。

以上、登壇から終わります。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

及川幸子議員のご質問、再三再四にわたる同様の質問でございますが、お答えをさせていただきたいと思ひます。

1点目のご質問、右岸と左岸の土地計画、土地交換及び2点目のご質問、右岸地権者のまちづくり参加権については、関連がありますので一括で答弁をさせていただきます。

また、右岸と左岸の土地交換については、志津川市街地における八幡川左岸側で実施しております区画整理事業区域内の町有地と、八幡川右岸側の民有地との土地交換に関する質問かと思ひいたしますので、これについてお答えをさせていただきますが、志津川市街地の八幡川と旧JR線路敷に囲まれた区域約23ヘクタールについては、当初の震災復興計画において全面を震災復興祈念公園とする計画でありましたが、多額の整備費及び維持管理費の懸念から公園区域を縮小することとし、現在の6.3ヘクタールで整備することといたしました。

一方、八幡川左岸側の区画整理事業内においては、防災集団移転事業で買い取った宅地のうち、土地利用の予定がない町有地が約10ヘクタール存在し、町有地の有効活用と市街地全体のコンパクトなまちづくりが課題となっていたところであります。

このことから、右岸側における公園区域外の民有地と区画整理事業地内の町有地を交換し、新しい市街地に民有地を集約することで町有地の有効活用、コンパクトなまちづくり、さらにはにぎわいの創出を図るということにいたしました。

今後は、区画整理事業における土地の登記が完了したことから、順次土地の交換契約を進めていくということにしております。

なお、まちづくり参加権については、地権者であるか否かを問わず存するものであると思っておりますので、土地利用の一部変更により当該権利がなくなるものではないと考えているところであります。

3点目のご質問、公園面積の縮小等についてお答えをしますが、公園面積の縮小につきましては、当初計画の約23ヘクタールを整備した場合に多額の整備費を要すること、整備後に町が管理することによる維持管理費の負担が大きいことから、国に復興交付金の活用が認められず約23ヘクタール、全体を公園として整備することは断念せざるを得ないと判断したものであります。

なお、当初計画の経緯としては、震災後の意向調査において住宅用地、商業用地などの土地利用見込みが震災前から減少していたこと。また、将来的な人口減少に伴う市街地をコンパクト化する必要性を考慮し、八幡川の右岸側を全面的に公園とする計画でありましたが、先ほど述べたとおり、公園区域については縮小することとし、それ以外の区域は公園に準じた自然的な土地利用とすることにしたものであります。

次に、4点目のご質問、命を守れる道路に復興できたのかについてお答えをいたしますが、災害復旧事業では、原則として原形復旧ということになりますが、もとの地盤に同じように復旧したのであれば再び津波の被害を受けるおそれがあるため、東日本大震災における災害復旧事業は、協議設計により地盤のかさ上げの必要性や今後の土地利用のあり方を協議した上で復旧方針を決定しております。

志津川市街地につきましては、八幡川右岸の復興祈念公園の整備にあわせ町道高校通線、町道駅前2号線、町道汐見廻館線の工事を実施するとともに、左岸側につきましては、TPプラス8.7メートルの防潮堤背後を盛り土し、主要幹線道路を整備することにより、国道、県道、町道等を経由することで海からの避難についても迅速に行えるものと考えております。

また、他の海岸線沿いの地区につきましても、防潮堤等の整備にあわせ漁業集落防災機能強化事業によりまして避難道路の整備を進めているところであります。道路は、その場所に暮らす人々が生活するために真に必要なものを整備するものであり、従前の路線全てが該当するものではないというふうに考えております。

最後に5点目のご質問、瓦れき撤去についてであります。祈念公園の整備着手前、区域内には建物基礎などが残存しており、これを放置して造成工事を行うことは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するおそれがあったことから、宮城県とも協議し、これを撤去するとしたところであります。事業費につきましては、撤去費全体で約1億9,500万円、内容としては、建物基礎などの既存構造物撤去、道路などのアスファルト撤去、処分、既存下水道管の閉塞処理及び震災時の流出物である震災瓦れきの処分などを見込んだものであり、既に撤去等はほぼ終えておりますことから、現在は来年度の公園全体開園に向けて整備を進めているところであります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明に加えまして、私のほうから今回までの右岸と左岸の土地交換について開示請求をしてわかったことを時系列にしてみますが、違っていたら訂正してください。

まず、23年8月、第3回震災復興計画策定会議では土地区画整理事業で整備をすることに決まりました。また、町民会議の提言を受けました。その思いは、二度と悲劇を繰り返さない、以下の5つの提言でした。

1つ、町の骨格となる基幹道路の整備。2つ目、資源の循環、利用によるなりわいの復興。3、きずなど地域コミュニティの再生。4、災害と復興の継承。5つ目、生きる力を育む学び環境の充実。この5つの提言が柱として提出されました。

町では、建物が壊滅的な被害を受けており早期の復興が必要であることから、約154ヘクタールの志津川地区被災市街地復興推進地域を平成23年11月決定し、12月に復興計画を公表しました。

24年4月の説明会で、公園用地及び高台住宅用地の全面買収を公表しました。

7月、公園事業計画策定費復興庁協議面積23.7ヘクタール、事業費50億円、計画策定費5,500万円です。

24年9月、推進地域のうち、左岸のみの区画整理区域を決定、10月、志津川市街地土地活用意向調査を実施しました。高野会館を震災遺構として残すことを町に要望されました。

25年1月、まちづくり協議会公園部会では右岸計画整理の公表をしましたが、4月、右岸は区画整理をしないことの町長決定がありました。左岸のみ区画整理事業60ヘクタールで事業認可を受けました。

26年5月、復興副大臣と町長が会談されていますが、その内容を開示請求しましたら内容が黒塗りされていました。なぜ隠さなければならなかったのか、いまだに疑問が残ります。公園面積も6.3ヘクタールに縮小されましたが、復興庁に本当に断られたのでしょうか。黒塗りで内容が全部隠れていましたので事実確認はできませんでした。

27年6月、区画整理の第1回事業計画の変更に当たり、右岸地権者から右岸除外は財産権侵害であるとの意見書が出て県都市計画審議会に付託されました。

27年8月、県都計審にて土地交換で右岸を救済するので問題なしとして意見書が却下されました。その後、土地交換説明会で土地交換の概要が説明されたのです。

27年9月、区画整理変更認可、12月、仮換地指定を受け、第2回土地交換方針説明会に至り、ようやく復興祈念公園の都市計画が決定されたのです。区画整理からおくれること3年です。

28年4月から土地交換の具体的説明会が始まりました。

28年6月、用地買収で公園事業の認可がおり、12月、工事契約を7億8,000万円で契約しました。ここまで3年もかかりおくらせています。その間、町長は、右岸を区画整理に入れると

復興がおくれると言っていたが、この用地買収方式をとったので3年もおくれました。右岸は公園だけでなく国道、県道、河川、防潮堤など全て買収方式で進めたので復興がおくれたのではないのでしょうか。

29年3月、さんさん商店街本設オープン。

29年5月29日、廃棄物処理法、県の指導を受けてですが、5月31日、2日後ですね、業務委託契約をしていますが、神わざとしか思えません。

29年5月、第1回祈念公園増額変更契約2億1,600万円追加し、そのうち、1億3,000万円が地下埋設物撤去費です。

29年1月、ネイチャーセンター、港橋復興交付金事業断念。8月、ネイチャーセンターが戸倉公民館2階に決定されました。

30年7月、公園用地収用発動が観洋に通告され、11月、区画整理換地処分。

31年2月、観洋に対し土地収用法採決申請に至りました。

31年2月、高野会館周辺道路整備の請願が議会で可決されました。

31年5月、区画整理換地処分取り消し及び区画決定の無効を求める訴訟が出されました。

6月、第2回公園追加工事変更契約4億4,800万円、そのうち、瓦れき撤去費6,500万円の増額です。工期2年延長となり築山だけ一部開園します。

以上、これまでの流れを私が調べたことを時系列にてお話ししました。

そこで、6月議会で2回目の増額補正の積算基礎となる資料の提出をお願いします。あるかないかでもよろしいです。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 6月の定例議会に上程させていただきました震災復興祈念公園整備に係る業務の変更契約につきましては、議員、今も申し述べられましたとおり、4億4,746万2,000円の増額ということで、議案及び議案関係参考資料として可能な限り、わかりやすいと私どもが考える資料を提示した上で議決、可決いただいたものと思っております。

議員お尋ねのそのうち、震災瓦れきの撤去費用について6,500万円ということにつきましてなぜ出てきたかとか、あとは場所、位置等々につきまして口頭での説明もあわせて説明を尽くさせていただいたというふうに理解しております。

ただ、今、議員がご質問いただいているのは、多分撤去しているところのどういう内容物が出てきたのかとか、あとは作業しているときの状況の写真とかということなんでしょうか。

（「積算にちよつとなるもんで」の声あり）積算基礎と申しますのはどういった内容でしょ

うか。済みません。ちょっとわからないので教えてください。

○議長（三浦清人君） これも反問権の行使を認めます。（「設計内訳です」の声あり）及川幸子君。（「あっ、済みません」の声あり）

○7番（及川幸子君） 設計内訳書です。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 本件業務につきましては、町がUR都市再生機構に業務を委託をしてURが工事をCMJVに発注をしているという構図でございます。

今、設計の内訳書を提出してほしいということのお話でございましたが、大変申しわけございませんが、設計内訳書の細部につきましては町で現在、保有しておりません。あくまでも発注者であるUR都市機構がその書類を現在も保有しております。ただ、本件業務、要は震災復興祈念公園の整備業務一切が完了した後においては、その類いの書類も町のほうに来るといふような理解はしておりますが、現在、本工事、工事中でございますことから、今の議員のお尋ねの資料は現在、町として保有しておらないということから、残念ながらお出しすることはいたしかねるというものでございます。

あわせて、予算のそれでは変更契約の積算の確からしさという点に話が行くかとは思いますが、すけれども、本件6,500万円の業務委託費用ですかね、がら撤去費用につきましては、平成30年度までにほぼほぼ取り終わっております。この取り終わった内容物が本当にしっかりと6,500万円相当なのかという部分につきましては、うちの職員が年度末に業務の出来高検査をさせていただいております、その際にUR、CMJVの担当職員、そして、書類、彼らが保有している書類をしっかりとチェックして間違いないと、変更契約するに当たって部分払いという形ですけれどもしっかりと目で見えて書類をチェックをして計上をさせていただいているという限りにおいて、管理している私としては妥当ということで6,500万円の変更契約をさせていただいたという経緯がございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 結論は持っていないと。業者のほうで保管しているということなんですけれども、この1回目の補正のときは出ていました、添付されてたんです。開示請求で出てきたものなんですけれども、今回のはついてないから今質問したわけなんですけれども、結果的には持ってなかったということなんですけれども、やはりこれは大事な、業者が持っているのはあると言われましたけれども、それに基づいて設計されているものなので、我々にも、やはりそれは添付すべき書類だと思います。持っていないということなんですけれどもね。

そうすると、町がそれを見て判断して的確にやっているという思いでこの場に臨んでおりますけれども、我々は何を根拠に審議するのかというと、やはりそういうものでチェックをかけなきゃいけないんです。仕分書を持ってちゃんと写真を見て、これはこういうものが出ている、ああいうものが出ているって、それを一つの基準材料にするんです。だから、ここは出てきて当然だと思います。

そして、ただいまの答弁では、30年にとっている、瓦れきはとっているという話なんですけれども、ことしのこの議案、この2回目の追加の議案はことしの6月出てきているんです。そうすると、その前にやっているという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 後段の部分でございます。確かに私も長く公務員やっていますが、議会に上程する際には、要は議決を賜った後にやるのか、工事とかに着手いたすという部分につきましては、本件について原理原則に従うとちょっといずい部分があるというのは認めざるを得ないというところでございます。

ただ、大変言いわけがましいんですけども、震災復興祈念公園のエリアは建物の基礎とか一定の瓦れきがあると。それを取り除かなければならないということについては共通の理解をいただいているものというふうには思っておりました。

加えて、震災復興祈念公園、一日も早く工事を進めることは町民皆さん、そして、我々の思いでもございました。加えて全く想定もしないような工種、想定もしないような金額が出た場合、当然に議会にお諮りをした上でというのは私の頭にはございましたが、前段申し上げたような事情から、大変申しわけございませんが、上程時期としては適切かということ、原理原則に照らしてはそうではなかったのかという議員の今のお話につきましては、そういった指摘もあるだろうというふうには思っております。

あと、前段の部分でございますが、何も私ども職員の思い込みだけで、私どもだけが知っていればいいんだというような、そういった思いで仕事を進めているわけでは当然なくて、可能な限り、わかりやすい資料を提示をした上で議会の審議に臨むべきであるというのは私も当然、そう思っております。ただ、ないものにつきましては、なかなかという部分でございますのでそういった部分につきましては何とかご理解を賜ればというふうには思っています。以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ここでないものを出せ出せと責めるわけにもいかないの、ないものは

写真も資料もないということは認めます。

そこで次に、右岸と左岸の土地交換について、この問題に関しては大分不納得の人たちが多く、説明会で副町長は、何度も復興庁に区画整理をお願いしたが、認めてもらえなかったの
で、土地交換でお願いしたいと町民に説明したことが議事録にあります。町として計画書
を持って復興庁をお願いしたのかどうか、副町長にお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 先ほど町長も答弁で申し上げましたが、幾度となく復興庁とも協議を
いたしました。最終的には換地というような方法をとらざるを得なかったということで説
明会を開きましたので、その旨を出席の皆さんにご報告を申し上げたということでございま
す。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） では、復興庁にお願いに行って断られたということの解釈でよろしいで
すね。はい。そうすると、右岸の区画整理の相談、協議があったということで解しますね。
そうすると、復興庁に開示しましたら協議がないとの回答でした。あったとしたら、ことし
の3月と6月の議会で復興推進課長が、右岸は区画整理の予定も計画もないとの答弁と矛盾
するのではないのでしょうか。この辺、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 先ほど町長が答弁で申し上げたとおり、左岸側については区画整理を
すると。右岸側については復興祈念公園にすると。復興祈念公園については、最終的には23
ヘクタールから6ヘクタールになりましたよというような、そういう説明でございます。そ
れについて、いわゆる復興庁にもご相談を申し上げたんですが、残念ながら認めていただけ
なかったということで説明会に申し上げたということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 復興庁に開示請求しましたら、復興庁は協議相談されていないという回
答でした。そうすると、復興庁がうそを言っているということになりますね。わかりました。

それから、右岸の地権者を区画整理に入れず土地交換を強制した理由、その理由は何だった
んでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず前段の部分でございますが、復興庁に開示請求をされた
という件については、内容等については承知をいたしておりませんが、これまでの議会のやり

とりでもお話をさせていただいておりますが、最終的に町長は、復興副大臣ですか、当時の、とお話をさせていただいております。その事実がございますので、どういう趣旨、意図で復興庁の方がそのように述べたのかは承知はいたしておりませんが、町といたしましては、復興交付金の申請の際には復興庁の担当職員が町に来るわけですよ。その職員と祈念公園の整備費用、規模、あり方等々についてちょうちょうはっし、何度もやりとりをしております。そのこと、そして、加えて最終的に町長が副大臣と面会をさせていただいたという事実、これは事実でございます。その事実をして我々は何度も復興庁とやりとりをさせていただいたというふうに申し上げさせていただいております。

あと、ちょっとさかのぼるんですけども、先ほど前段ありました黒塗りの部分でございますが、町としては開示請求に真摯に対応すべく、書類をとにかくひっくり返しながら探して出てきた書類につきましては、総務のほうに担当部署に上げるわけですよ。総務のほうは、相手方がいる場合は相手方に開示していかどうかという確認をするわけですよ。で、その結果がマスキングだったというふうに理解をいたしております。何もあえて町がというわけではございません。

最後の復興推進課長が右岸、区画整理はやらないと言っていたのと矛盾するんじゃないかということでございますが、最終的には右岸地区においては、区画整理事業は、最終的にはという言い方は変ですね、現時点でやらないと、やっていないということでございますということでございます。

ただ、公園の整備手法を考えたときに理論上、議員前からお話しでございますけれども、公園の底地を区画整理を入れてやれば公園の用地買収費用ですか、かからなかったんじゃないかという話につながっていくのかなと思って今、聞いていたんですけども、結果的にその手法はとれなかったということでございます。左岸側の区画整理が都市計画決定をして進んでいたと。その手法をとるためには右岸側の祈念公園の位置、面積、規模、利活用等々を全部決定しない限り、なかなか決まらないという性格がございます。なので、なかなか復興庁とのやりとり、公園の規模も含めて難航していた時期でございましたので、そういった部分も含めて、広げることが結果的に左岸側で実施をしている区画整理事業のおくれにつながるということでお話をさせていただいていたというものでございます。

○議長（三浦清人君） 7番、復興庁と後で言った言わないの問題が生じないように気をつけて発言してください。一般質問ですから、そういったこまいことは決算のときでも質問していただきたいと思います。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 確認しますけれども、開示請求が黒くなっていたということは、復興庁の協議でそこは出さないでくれというような復興庁からのお話、相手に相談したときにそういう返答だったということの解釈でよろしいでしょうか。総務課に出していいかという相談したとき総務課の判断です。いいですよ、総務課長で。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） マスキングの件につきまして補足的にお答えをいたします。

議員から黒塗りだったということでございます。当然、相手方に意向を確認をいたします。その結果として、町は黒塗りということでもございました。今、法令担当とも話をしたんですけれども、そのマスキングをした、当然、町が恣意的にやったわけではないんですけれども、その理由につきましてはこの議会の一般質問の席でやりとりをする内容、性格のものではないということなので、本件について突っ込んだ話というのはここまでということですよ。じゃ、どこでという話でございしますが、それはまた開示請求者が総務とやりとりしていろいろな組織がございしますのでそういった部分でのやりとりなそうでもございしますので、私はちょっと奥歯に物が挟まったような言い方で恐縮ですけれどもここまでの答弁でございします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 公表できない内容だったのかなと私、解します。

私はなぜ区画整理にこだわるかというのと、やはり土地買収にしますと、相続権が絡んでくるので登記に時間がかかってそれが3年もおくらせてしまっているという要因の一つになるのではないかと私は思っているんです。土地区画整理でやれば、それは交換、いろいろできますから早いと思うんですよ。まして右岸地区は道路があり、防潮堤があり、河川があり、大変な工事の場所なんですよ。そうすると、買収して登記するのに相続権がない、なくなっているとか、未登記の人たちが多く出てくると、その分、仕事がおくれがとってどんどんおくられていく。そういうことが要因で3年もおくれたのかなと私なりに考えております。

時間もないので次に、右岸地権者のまちづくり参加権について。左岸の区画整理で実施した換地手法として申し出換地を採用し、地権者参加による換地位置の決定を行っています。担

当者の皆さんも篤とご存じでしょうが、いわゆる参加型換地設計であります。土地利用計画をあらかじめ定め希望する街区を選定する手法で、各地権者の新しいまちづくりへの思いが反映されることとなります。土地を交換すれば全て解決するのでしょうか。左岸で採用した申し出換地は、専門家に聞いたところ、まちづくり参加型換地設計だそうです。右岸地権者のまちづくり参加権を剥奪したとは考えられないのでしょうか。右岸権利者は土地区画整理事業から除外されたことにより復興まちづくりへの参加権を剥奪されたと主張しています。町としてどのようにお考えでしょうか。これは町長にお伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 見解の相違でございまして、受けとめ方は全く私は違っております。奪っているというつもりは全くございませんし、もともとこの換地の問題につきましては、ほとんどの方というよりもほぼほぼ99%の方がこの換地に皆さん、お答えをいただいております。したがって、反対しているのはただお一人ぐらいということでございますので、それぞれの方々が換地等を含めて新たに土地利用ということで進めてございますので、私はそういう意味においては参加権を剥奪しているという認識は全くございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 手法、やり方ですね、そういうやり方が今さらよかったとか悪かったと言っても進まないから、取り方の違いだと町長が言うのであれば、それはそれで受けとめます。

それから、3番目、祈念公園の面積が23ヘクタールから6ヘクタールに縮小されたが、当初計画が復興庁に認められなかった理由というのは先ほど聞きましたけれども、最初はなぜ残っている分、右岸全てを公園にする。そのときの費用が50億円、とてつもない金額でしたけれども、それは皆さんで考えた結果だったのでしょうか。それとも町長の思いだったのでしょうか、お答えください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返しお話をさせていただきますが、震災直後、まだ瓦れきだらけの中のとくに詳細に土地利用計画を定めるということは、はっきり申し上げて不可能です。そういった中でざっくりとこういう地域づくり、まちづくりを将来しましょうということで自然的土地利用ということで23ヘクタール、こちらを決めさせていただきました。しかしながら、これはあくまでも予定であります。それ以後に復興庁含めて協議をしながら進めていかなければ、町の思いだけでこういった事業がやれるわけではございませんので、そこでずっ

と協議を重ねてきたというのは担当の職員が再三再四にわたってお話ししているとおりでございます。

石巻がたしか復興祈念公園40ヘクタールぐらいです。そういう意味において、うちの23ヘクタールがとりわけ大きいかというふうには当時は思っておりませんでした。しかしながら、石巻も陸前高田ももっと大きいんですが、両方ともこちらは国営公園ということになります。しかしながら、我々は残念ながら国営ではなくて町営ということになります。そういった中での将来的な維持管理の負担金の問題等を含めまして、トータル的に復興庁として町として果たしてこれでいいのかという問題でございます。したがって、公園の整備費50億円、これもこの南三陸町にとっては余りにも過大過ぎるということのお話の中で、どの辺で落しどころがあるのかということが結果として6.3ヘクタール、これだったら復興庁も予算もつけましようということで最終決着したのがそこでありまして。何ら我々も忝意を持ってやっているわけではなくて、復興庁と協議を重ね、県とも協議を重ね、その上で最終的な面積として決定したわけでありまして、我々だけが勝手に決めているわけではございません。そこはひとつご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） まあ、隣接市町、ただいま石巻の例を挙げましたけれども、私も隣接市町を確認しました。女川町4.3ヘクタール、5億円、気仙沼市2.2ヘクタール、5億6,000万円、東松島市1.3ヘクタール、2億8,000万円となっております。多いか少ないか、私はわかりませんが、我が町は用地を含むと20億円の祈念公園になります。町民は何と申すでしょうか。復興税の無駄遣いは賢い人のやることではないと思います。

次は、④海岸からの避難道路が少ないが、震災前の道路環境をつくり次の災害にも備えるため命を守れる復興道路整備ができたのか。

また、国道398号から県道志津川登米線に抜ける防災幹線道路が消滅していますが、これは避難道路としても絶対必要な道路なのです。なぜ整備しないのか理由をお聞かせください。防災幹線道路や避難道はなくてもよいのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段の件についてお話をさせていただきますが、他町がこのぐらいの金額で整備をしたというお話であります。それを査定しているのは、うちの町もそうですが、査定しているのは全て復興庁です。我々が勝手に査定しているわけではなくて、女川も東松島も南三陸町も全て復興庁が査定をしている。金額が重なるのはそれなりに工事の内容が大

変だということで費用が重なっているだけでありまして、あなたが、及川議員が素人でそういう発言をしてもこれは多分誰も納得できないと私は思っております。あくまでもこれは復興庁の査定のもとで我々はこの予算費用、これを計上しているということでご理解をいただきたい。

それから、道路の関係におきましては、基本的には昔と同じように道路をつくる、いわゆる原形復旧が本来であります。しかしながら、残念ながら昔と町並みは全く変わっております。今の南三陸町は高台移転をしました。当時の今お話しのところの道路はもうほとんどあそこには住宅がございません。住宅がない中に避難道路つくるということについては、これは正直申し上げましてどこもこれは認めるわけがないということで、これは現実的に考えてご理解いただけるものというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ここは南三陸町は漁業をなりわいとして生活しております。そうした中、海岸から避難する、海岸から逃げる、その道、原形復旧といってもそのようにはつukれないというのは重々承知しております。ただ、そういった海岸から逃げる、そういう道路というのはつくるべきだと思います、やはり。何が起きるかわからないんです。今、この災害を受けてこうなっていますけれども、次の災害にも備えなきゃならない。その使命が町にあると思うんです。それが町民の命を守ることだと思うんです。こういう国道、防潮堤で閉めてしまって海で働いている人、その周辺にいる人たち、どうやったらいいのでしょうか。やはりそういう道路を1本でもいいからつくるべきだと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 反問権はいいですか。

○議長（三浦清人君） 内容によります。

○町長（佐藤 仁君） 今、海岸からの避難道路というのは、どこの漁港を指してお話ししているのかお示しいただきたい。

○議長（三浦清人君） 行使します。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） はい。海で働いている人、例えば観光客、今、防潮堤、県の防潮堤がセットバックしないでしまって、セットバックするわけですけれども。（「どこの漁港を」の声あり）漁港って海です。海で、漁港は志津川湾です。海で働いている人たち、そういう人たちが大森、今のところ、大森のほう、1カ所、上がりますけど、こっちの右岸のほうは1つもありません。再三言っていますけれども、やはりそちらにもそういうものをつくれなかつ

たのかという質問でございます。もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 右岸になぜ逃げなきゃいけないのか、私、わかりません。基本的に大森から逃げる際には、いわゆるはまゆり大橋を通過して高台に逃げるというのはあの地域の方々の避難道路ということになります。わざわざ右岸のほうに行く必要は何もございませんので、そちらに道路をつくる必要は全くないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） なりわいというものは、大森にだけ漁港があるわけではなくて観光客、その他の人たちもいるということですね。それをわかってほしいと思います。これ言っているといつまでも切りがないですので次に移ります。

震災までは志津川地区は上の山が避難場所でした。3.11のときも上の山に大勢の人が上がり、水がのりましたけどもそれから志津川小学校にたどり着き大勢の人が助かりました。もちろん、上の山が避難場所でした。現在、志津川地区の避難場所は8カ所、林、保呂毛、中瀬町高台、旭ヶ丘、沼田、袖浜、平磯、大上坊です。避難所は5カ所、志高体育館、志中体育館、志小体育館、沼田スポーツ交流村、旧荒砥体育館となっております。なぜ上の山が避難場所から外れたのか、その理由をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員、今、自分でお話ししているじゃないですか。上の山公園は、あそこ被災していますので、被災した場所をまた避難場所にするという、そういう発想は到底ないだろうというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 震災時、多くの方が小学校まで、あそこの上の山から小学校に逃げて助かった場所です。さんさん商店街の人たちや観光客がすぐ走って逃げられる場所なのです、当然、志津川小学校に通じておりますから。今後、10年後、20年後、左岸地区は町並みができていることを信じていれば、上の山まで走って逃げられます。志津川小学校に上される最短コースで命を守れる場所だと思いますので、いま一度考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） いま一度考えても被災した場所に避難場所をつくるというのは、後世の皆さんに笑われますよ。要は、あとはすぐ近くに中央団地もありますから中央団地はT P 20メートル以上というところに設定していますし、高いところは40メートルぐらいございます

ので、すぐ近くにある中央団地のほうに逃げただけであれば安心ですし、それからあわせて小学校のほうに逃げられる方は小学校に逃げただけであれば、それで命を守れるというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 中央団地に、このさんさん商店街から中央団地に走って逃げるのが大変でございます。今、このさんさん商店街から10年後、20年後を考えた場合、多分町になっているでしょう。そうしたとき、老若男女、それこそいろんな人がそこで買物、生活していると。中央団地のほうまで走って逃げられるかどうか。たとえ水がのったところであってもその先が避難場所、志中、志津川小学校まで通じているから皆さん、町民も3.11のときには助かったのです。あそこに上の山に逃げてそこにいた人は助からなかったでしょう。それが小学校まで上に上にと上がられたから助かったんですよ。そこを通過場所というよりも通過、そこを通過して小学校に逃げる最短コースだと私は思っているんです。だから、そこも入れたほうが良いということを行っているんです。3.11のことがあったがゆえに言っているんです。まあ、それは考えがない、今のお話を聞きましたらないようですからですけども。

次に5つ目、祈念公園、29年度当初計画7億8,000万円の内訳の提示と2回の増額工事の設計工事、仕分書はないということです、これはいいです。これはないからいいです。

ここで余談になりますが、消防屯舎の不正事務処理関係で復興予算補助金などは決裁規程で我が町では課長決裁となり町長まで上がっていませんでした。私は納得いかず隣接市町3カ所に問い合わせ確認しました。そしたら、決裁規程では部課長決裁となっているが、この復興予算については額が大きいから重要なことなので市長、町長まで上げていると3カ所から回答いただきました。同じ仕事をしているのに解釈の違いで町長が知らないでいることになるので、我が町のやり方というか、行政の仕事に不安を覚えました。些細なことでも最後の責任は全て町長に行くことを皆さんにさらに認識していただきたいのです。

この震災で復興税を国民の皆様が納められております。貴重な血税ですので、町民の皆さんに納得され喜んでいただける祈念公園にしたいのでこの場でご議論しているので、決して公園をつくらせないとかそのようなことは微塵もありませんので、ガラス張りでお答え願います。なぜこんなにも7億8,000万円から14億4,000万円、用地買収を含むと20億円の祈念公園になるのでしょうか。町民の皆様はそんなにかかるとは思っていないのです。隣接市町の祈念公園は5億円の範囲でした。当町では70%の人が100万円から200万円の所得者です。ことはまだ税務課から聞いておりませんが、こんなに祈念公園に予算かけなくてもほかに復興

予算使うところがあるのではないのでしょうか。

最後になります。初日の一般質問でもありましたが、町長が某会社から告訴されておりました。今まで震災から町長は被災したこの町のために一生懸命奮闘されてこられましたことは、町民皆様がお認めでございます。全世界に南三陸町の名前を響かせたことも事実でございます。私もこれはなぜと考えたとき、某会社は我慢し切れなくなったのではないのでしょうか。それは今までの某会社への町の対応ではないのでしょうか。例えば議会で請願が採択されているのに震災遺構付近の道路整備をいまだにやらなかったり、震災遺構を町に寄附したい話を蹴ったり私も感じる場所があります。この町にとって某会社の貢献度は大きなものがあります。観光振興や雇用、インバウンド、たくさんあります。お互いによい方向を見つけて和解に持っていけないものではないのでしょうか。このことが佐藤町長の人生に悪影響を及ぼすことが心配です。女の私に言われるのが苦痛とお思いでしょうが、答弁はよろしいです。どうぞ私の勝手なご無礼をお許しください。これで1点目の質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

一般質問を続けます。町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどの及川議員の発言で二、三、お話をさせていただきますが、先ほど来、企業、企業という言葉を連呼しておりますが、及川議員は、少なくとも町民の代表でこの場所にいるということをもっと最低限理解をしていただかなきゃない。あなたは一企業の代表でここにいるわけじゃない。町民全ての皆さんにとって、議員としてどういう判断をしなければいけないのかということでもこの場所にいるということをしつかりと認識をしていただきたい。

もう1点、先ほど私に対しまして今後の人生の悪影響とお話ししましたが、これははっきり申し上げて脅しではないですか、これ。私は不適切発言だと思います。これは議長の判断にお任せしますが、私は基本的には不適切発言というふうに捉えておりますので、できれば発言撤回を含めて謝罪をお願いしたいということが1点。

それから、先ほど佐藤 仁が訴えられているというお話ししておりますが、そうではなくて、これは認識の違いということで済まされなくて、訴えられているのは法人である南三陸町と

ということになります。したがって、ひいては南三陸町が訴えられているということについては、議会の皆さんも同様の立場にいらっしゃるということを認識していただきたいというふうに思います。この件について及川議員がどうお考えになるのか、それから議長がどう判断するのかということについては、お任せをしたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私のほうから。私は。

○議長（三浦清人君） ちょっと待ってください。一般質問ですから2件目の質問を続けてください。

○7番（及川幸子君） それでは、自席より2件目の水産物不漁による施策を考えては。1つ目、最近の気候変動による水産物不漁に対する危機感をお伺いいたします。磯焼けの原因の一つにウニの密植などがありその対策を考えていますでしょうか。それに対する漁協との協議などをどのようにしているのかお伺いいたします。

それから、海流の変化についても専門家にご享受受けてはどうかと思います。今後の対策として漁民、それぞれの部会長、漁協、町、専門家などを交えた勉強会が必要と思いますが、いかがなものか。ラムサールにも影響を及ぼすのでこの辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 全く通告ない質問でございますので、通告どおりの答弁をさせていただきますというふうに思います。

まず1点目のご質問、気候変動による水産物不漁ですが、地球温暖化による海流の変化、海水温の上昇、海洋環境の変化によりまして海洋動植物に与える影響が危惧をされているところでありますが、近年、全国的な漁獲量低迷の中、特にサンマ、イカ等についてはここ数年の漁獲が激減をしている状況であります。当町においても例外ではなくて、平成20年度には9,400トンの水揚げ量が近年は5,000トンから6,000トンと低迷しておりまして、沿岸魚が減少している現状となっております。

現在、本町では宮城県、漁協、漁業者がアワビの稚貝、ホシガレイやヒラメの稚魚を継続して放流しているほか、市場では漁獲サイズを決めて漁獲規制をするなどして資源回復に取り組んでいるところであります。

次に、2点目のご質問、サケの不漁に対する対策についてですが、当町は昭和50年にシロザケ放流事業を開始し、関係者のたゆまぬ努力によりまして県内有数のサケが遡上する町となりましたが、現在の状況を申し上げますと、大型定置網や小型定置網による市場水揚げ量、

河川遡上数は震災前よりも減少しております。サケの不漁は全国的な傾向となっておりますが、震災後に宮城県、他のふ化団体、漁業者のご協力をいただきながら稚魚の放流を行ってまいったところではありますが、また小森ふ化場及び水尻ふ化場施設整備が完了し、従前のふ化放流事業の体制が整ったことによって昨年度には河川遡上数がやや回復してきたところではありますが、今後においても他県の技術や情報交換を踏まえつつ、研究機関等との連携を図りながら資源回復に向けてふ化放流事業に取り組んでいきたいと思っております。

続いて、3点目のご質問、定置網の網上げに対する助成ですが、現在、全国的に過度な競争や乱獲を防ぎながら資源の維持、増大を図り、経済的な利益を実現する資源管理型漁業が漁業者を中心に組み立てられております。当町でも秋サケの時期に漁業者を中心とした志津川湾系サケ・マス増殖協議会において安定的な漁獲や収益を得るために網上げの実施時期、期間をみずから決定し、行っております。町といたしましても、このような取り組みを側面から支援をするため、移入卵や海産親魚の導入を継続して行っておりますことから、漁業者個人への網上げに対する助成は考えてはおりません。

最後に、漁業に対する危機感でございますが、東日本大震災による福島原発事故がいまだに収束しない状況において、日本の農林水産物は風評被害の影響が大きく、現在においても諸外国での輸入規制は23地域に上っております。このような中、当町は養殖漁業を中心とした沿岸漁業が盛んな町でありますので、多種多様な魚種の水揚げによる国内を中心とした取り扱いとなっておりまして水産物販売には大きな影響はないものと捉えております。

しかしながら、当町でもWTO敗訴の影響からホヤの販路が見出せない状況となっておりますので、水産振興の一環として漁協を通じた販売や道の駅等での販売の可能性を探りながら、ホヤを含めた南三陸町水産物の消費拡大に向けてラムサール条約湿地登録やASC国際認証を生かした水産物のブランド化を推進してさらなる販路拡大に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの答弁でまず1点目ですね、海流の変化、そして、磯焼けの原因の一つ、それからウニが大変多くなって。

○議長（三浦清人君） 7番、自分の書いたやつでなく通告している文書を見て確認してください、通告している文書。

○7番（及川幸子君） それでは、気候変動による水産物不漁に対する考え方については、ただいまの答弁でサンマ以下、それぞれ多くのものが不漁になっているということをお伺いしま

した。

また、それからサケの不漁ですけれども、それぞれ昭和50年からいろんな取り組みをしているということなんですけれども、この件については私も地元の人の話、それから大学の先生からも聞きました。昭和50年ぐらいと答弁でありましたけれども、やはりそのときぐらいから水産庁から気仙沼水産試験場の補助事業として5年ぐらいサケの調査をした話を北海道大学の先生から聞きました。それは毎年10月から12月までの間で毎日1日10匹ぐらいを捕獲して麻酔をかけて背びれに水産試験場という名前のもを入れ込むんだそうです。その作業を毎日続けてその回帰率を調査したということを知りました。場所は尾崎さんから1,000メートル離れた場所に放流すると、1日10匹をするんだそうですけれども、その10匹のうち、9匹は気仙沼の北のほうに上るんだそうです。あとの1匹は志津川湾に入るんだそうです。そういう調査をしながら現在に至っているわけなんですけれども、現在はこの気候変動によりまして温度が上がっています。

そうした場合、南でとれるサケというものは、皆さんのほうが篤とご存じだと思いますけれども、担当課も勉強なさっていると思いますけれども、水温が高くても南のほうのサケはそれに、普通のサケですと20度を超すと育たないと言われてはいますけれども、学者の方の話ですと、25度ぐらいでも南のほうのサケは育つということをお伺いしました。そんな関係上、南のほうといたしますと北上川、阿武隈川、鳴瀬川だと思うんですけれども、25度の水温でも適応している。しかし、大川、気仙川、小泉川などは水温が20度以上になると回帰率が悪く育てにくいというような話を聞きましたけれども、その辺の事実確認はどうでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） サケに関しましては、確かに高温に弱いということで、たしか岩手県のほうで高温に強いサケ同士をかけ合わせて強い種をつくるというふうな研究がされているということはお聞きしております。

いずれ当町で放したサケがほとんど帰ってくるわけですので、そういった中で将来的にそういった強い種の移入というふうな部分を考えながら回帰率を高めるというふうな方法はあるとは思いますが、現状、なかなかどの河川もサケがとれないという中で、リスクを侵してそういった移入卵という部分も難しい、金額的な部分で難しいこともありますので、当町、2つのふ化場完成して1,000万尾の放流を目指しているという中で、今後とも精度を上げる形でふ化放流を進めていくというのが一番大切なのかなというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何しろ、このサケについては町内では主力産業の一つですので、この辺に力を入れて漁民の人たちと一体化してこれを乗り切ってってもらいたいと思いますけれども、まず漁民の人たちとそれから先ほど言いましたけれども専門家を交えながらそういう今後の施策展開、そういうことを考えてやっているのかどうかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） サケに関しましては、サケ・マス増殖協会というふうな協議会がございまして、当然、そこには漁民、あとは専門家も入っての協議を行って網上げ等の実施も含めて検討しているというふうなところでございますけれども、今後、サケだけではなくてそういった気候変動によるいろんな形の漁業対策という中では、震災前にあったんですけれども町、漁協、漁業関係者、あと専門家を含めた志津川湾水産資源増殖管理推進協議会というふうな部分を立ち上げて、今お話しされたような気候変動、あとはプラスチックごみというふうな部分も含めた中でこの協議会で適切な資源管理、環境保全をやっていききたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 先ほど答弁の中に網上げに対しては助成はないということなんですけれども、この網上げの時期、各定置の人たち、小さい網の人たちもいると思うんですけれども、今は完全に協力体制とっておられるのかどうか、その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 網上げに対する協力体制というふうなお話でございましたけれども、結局実際網上げを行う目的というふうなことを考えれば、自分たちのためでございます。したがって、協議会においても自主的に網上げを行っているというふうな認識でおりますし、網の期間、5日間というふうな期間の中でそこはしっかりやってもらっているというふうな認識でおります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 網上げの5日間というものは妥当な日数なのか、もっとしたほうが卵とれるからいいと思いいのか、現在の方法でいいのか、それが1点と。

それから、南のほうのサケが早い、要するに早い時期のサケのほうが回帰率がよくて強いサケなので、そっちの時期的に早いほうを余計捕獲したほうがいいという話も聞きますけれどもその辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず1点目は、網上げの期間が妥当なのかというふうなご質問でございますけれども、震災前はこの5日間で数量は確保されていた状況でございます。その年の気象条件によって、要はその網上げ期間に入ってくるサケというのは変動するわけでございます。経験からいいますと、雨が降ったりというふうなことの翌日は川に余計上がるというふうなことにもなっている状況でございますので、例えば今後、漁民の間でもうちょっと川での確保が必要だというふうな、そういった協議会での話し合いになれば、それが6日になったりという部分は可能なのかなというふうなことでございます。

あと、早い時期に捕獲、上がってくるというふうな、ちょっと意味があれなんですけれども、それは湾内の網上げの時期を早くすれば早い時期のサケが川に上がってくるという意味なのか、ちょっとその辺のあれがわかりませんけれども。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 南の早い時期のサケを放流したほうが生存率がいいということを知るので、それを早い時期に上がってくる、捕獲したほうがいいということなんですけれども。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） いずれ、何と申しますか、この湾内に放した、放流したサケしか帰ってきませんので、南の川で遡上したサケが戻ってくるというのはなかなか考えられないので、それは、例えば南のほうから移入卵を持ってくればいいというふうなことなのかというところなんですけれども、先ほど申し上げましたように、移入卵につきましては輸送に対するリスクもございまして、あとは金額的な問題もあるというふうなところでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） もう1点は、海中飼育の関係なんですけれども、放流するのに小さければ小さいほど食われてしまう。10センチ以上のものを放した場合のほうが育ちがいいって聞くんですけれども、この八幡川、水尻川と小森のふ化場ですね、今、2つの川でやっておりますけれども、半々、量的に半々なのか、どの程度の割合なのか、川の大きさにもよりますけれども規模は両方同じくらいなのか、その辺、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 7番、そういった質問は質疑のときに、決算の質疑のときにやってください。

続けて質問してください。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今聞いた、その割合を聞いてから今後の対策、サケのふ化したものを放

流するのを職員の人数とか、そういう人たちは今後、今までのふ化。

それでは、議長の注意を受けたのでこまいところは決算で聞くことにします。

それでは、3番に移らせて。（「4番目」の声あり）4番目、原発風評被害がいまだに続いて漁民の不安が払拭できないでいます。そんな折、先日、議会議員で女川原発の視察に行きました。そこでの説明ですと、整備状況を確認したら3,400億円かけて再稼働の準備中でした。国の審査を待っているとのことでした。当町は戸倉が30キロ圏内と再稼働に対して危機感を持たなければならないと思いますが、当局の考えをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 議会で私、再三、この問題について答弁させていただいておりますが、原発の再稼働等を含めてこれはまさしく国のエネルギー政策根本にかかわる問題でございますので、一自治体が軽々にお話を申し上げる立場にないということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 国にお任せするということですが、ただ、やはりこの再稼働になってしまうと、漁民初め、町民の人たちが戸倉で30キロでそこで終わりとなるわけでないです。大気中に含まれるものなので危機感を持っておりますので、その判断も重要だと思います。

それから、これに伴いましてホヤ、先ほども出ましたけれども、風評被害によりまして今、ホヤが輸出など規制かかっておりますけれども、1つ確認しますけれども、来年は補償問題あるのかどうかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ことしまで補償ということは決定しておりますが、来年度以降はまだ決まっていない、（「来年まで」の声あり）来年までね。（「来年は50%」の声あり）来年は50%ということですのでそこまで決まっておりますが、その先はまだと。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 隣の議員から来年は50%ということをお聞きしますが、今を100として来年は半分という解釈でよろしいでしょうか、ご説明願います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ホヤの補償につきまして答弁させていただきます。東京電力の補償に関しましては、来年まで補償するということが決定いたしました。内容につきまして

は水揚げの半分を補償すると。残りの半分は漁業者が自主売りすると。売れ残った差額を東電がまた補償するというふうな内容、それはこれまでの補償内容と変わらないというふうな内容が来年度まで継続されるというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

以上で及川幸子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

日程第3 議案第 88号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第88号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

なお、今議会から、これまで慣例により行っておりました議会事務局長による当局提出議案等の朗読は行わないことといたします。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第88号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、婚姻等により氏に変更があった場合における変更前の旧氏を併記した公証を可能とすることなどを目的に所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第88号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正文は議案書の2ページから5ページです。新旧対照表は議案関係参考資料2冊のうち1の5ページから12ページまでとなります。

議案関係参考資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの資料は住民票関係の資料になりますけれども、改正の基本的な考え方は同じでございますので、この資料でご説明申し上げたいと思います。

まず、条例改正の理由でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日付で公布され、11月5日に施行されることに伴いまして、氏に変更があった

ものの旧氏の記載に関する事項等を定めるため関係条例の一部を改正するものでございます。

政令の改正の背景でございますが、今回の改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう住民基本台帳法施行令等の改正が行われました。

この改正で住民票、個人番号カード等で旧氏による本人確認が可能となりますが、印鑑登録及び証明におきましても登録されている印鑑が旧氏でなければ契約等の手続がスムーズに行えない場合が考えられますことから、住民基本台帳法施行令改正に準拠した形で印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、氏に変更があったものが、住民票に旧氏、この旧氏というものはそのものが過去に称していた氏であって、そのものに係る戸籍、または除かれた戸籍に記載され、または登録されているものを言います。これを記載する場合、印鑑登録及び証明についても連動して記載可能となりますように所要の規定を整備するほか、文言の整理を行うものでございます。

施行期日は令和元年11月5日でございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第89号 南三陸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 制定について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第89号南三陸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第89号南三陸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置を適正化すべく各関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第89号南三陸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について細部説明をいたします。

本案は、国の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人または被保佐人であることを理由に一律に社会的制限を行ってきた仕組みが改められて、ふさわしい能力があるかどうかを個別実質的な審査によって判断することとして関係法律が一括改正されました。

このうち、本町の条例において引用している法律は、地方公務員法と児童福祉法の2法があり、その法改正にあわせて関係する条例について一括改正するものであります。

新旧対照表は、議案参考資料の2冊のうちの1の14ページから22ページに掲載いたしましたのでごらんください。

まず、地方公務員法の改正による条例改正につきましては、14ページから21ページに示してございます。改正条例は、1つは南三陸町職員の給与に関する条例、2つ目は南三陸町職員の旅費に関する条例、3つ目は南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、4つ目は南三陸町消防団の定員、任用、給与、服務に関する条例の4条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、いずれもこれまでは地方公務員法の定めにおいて職員が成年被後見人または被保佐人に至った場合は失職することが定められておりましたが、法律からこの条項が削除されたことにより条例からも引用部分を削除し、さらに法律の号ずれに合わせて引用する号を改正するものであります。

次に、児童福祉法改正に係る条例改正ですが、資料は22ページをごらんください。南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。児童福祉法の中で里親になれる要件に成年被後見人でないことがありますが、この条項が削除され号ずれがあ

ったため、本町の条例も改正するものであります。

簡単ですが、以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第5 議案第90号 南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第90号南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第90号南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、八幡川右岸地区に整備中の公園を都市公園として設定すべく所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第90号南三陸町都市公園条例の一部の改正について細部説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開き願いたいと思います。

改正の内容につきましては記載のとおり、南三陸町が管理する都市公園に南三陸町震災復興
祈念公園を追加するものでございます。

改正条例の施行日は公布の日から6カ月を超えない範囲で規則で定めることといたします。

祈念公園につきましては、平成28年12月15日付でUR都市機構と業務委託契約を締結し、東
日本大震災で犠牲となられた方々への追悼と鎮魂の場、震災の記憶を伝承する場として整備
を進めておりました。

このたび、工事の進捗により本年11月末に祈りの丘が完成、12月に一部開園が可能となった
ことから適正な管理を行うため都市公園条例に追加するものでございます。

議案関係参考資料2冊のうちの1、23ページをごらんください。

今回の改正により町が管理する都市公園は記載のとおり11公園になります。

24ページに公園の範囲を着色して表示をしておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4
番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点かお聞きします。今現在の祈念公園の状況を見ると、築山の部分が
まだ時間かかるのかなと思っていましたら、建設課の課長が11月完成で12月に一部開園とい
う方向で、ちょっとその辺は安心しました。ただ、築山の今の赤土の部分、あそこというの
は芝を植えるとか、そういった形の工法なのでしょうか。そして、期間までに間に合うとい
うような、ただ、安全面に関しては大丈夫なんでしょうか、その辺がまず1点。

あと、祈念公園の周辺の道路ということなんですが、志津川駅の前に下をくぐるような道路
があったんですけれども、あそこも結局解体されて立派な道路になったんですけれども、こ
の間、行って見たんですけれどもとりあえず通行どめとなっていました。私が一番心配して
いるのは、志津川高校までに巡回バスが通り始めて、やっぱり限られた時間での巡回バスな
のでそれ以外の放課後とか、時間おくれて行ったときにあの辺の道路が有効に使えたらいい
んじゃないかなという感じを受けています。そして、今後、八幡橋を渡ってから左折してあ
ちちを通るような通学路、高校のですね、その辺の考え、町としての考え、今後の日程的な
面、その辺をわかる範囲で教えてください。お願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 何点か質問いただきました。まず私のほうから。

6月の定例議会でご説明をしたとおりなんですけれども、築山部分につきましては11月末ま

で何とか概成をさせて一刻も早く手を合わせられる場という方向でUR、CMJVと施工調整をしながらきょうに至って建設課長が先ほど申したとおりでございます。

築山の緑化の部分の質問でございました。TP16.5より上の部分の築山の部分につきましては、芝を張ろうという計画で、そこまでのTP16.5は石張りの高さの道というふうに我々、呼んでいるんですけれども、そこまでの斜面につきましては種子吹きで対応しようという考えでございます。

議員ご承知のとおり、芝、種子とも適期がございまして、これから冬にかかって寒くなって気温が下がっていくという時期において芝を張る時期として適当な時期なのかという、そうではないという限りにおいて、やはり1年、一部開園のための築山ではございませんので、長く町、町民一緒になって維持管理を考えて管理をしていくという公園でございますので、その辺については慎重を期したいというふうに考えております。

あと、安全面でございますけれども、今回公の施設として条例を制定をさせていただいていくというのは、この安全面の部分も当然、我々考えたところでございまして、11月末に完成をして、スキルを持った職員がしっかりと検査をして引き渡しを受けて公の施設として位置づけるという限りにおいて、建設課、そして、うちの課が町としてしっかりと管理をすると。不測の場合とか、引き渡しを受けていないときのもし万に一つ、事故が起きた場合の対応とも考えた中でしっかりと管理をするためにも引き渡しを受ける必要がある。なので、今回ということでございます。

加えて安全面につきましても、当然、築山部分以外のエリアについては工事続行中でございますので、この間、必要な所要額、バリケード等の経費は仮設費としてお認めをいただきましたのでしっかりと工事業者と連携を密にとりながら、動線とかに万に一つの事故が歩行者動線で起きないようにということは配慮してまいりたいというふうに思っております。

私から最後、高校へということでございますけれども、お答えになるかどうか、ちょっと私のほうからは祈念公園の開園に合わせて現在、工場製作中でございますが中橋もできる予定でございます。祈念公園の中を通過して通学路として活用していただくことも全然できるなどというふうには思っております。

道路の関係につきましては、不足の部分につきましては建設課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ご質問にありましたのが八幡橋を渡ってそれから右折をして多分ク

ボの前を通過して駅に行ける通路ということで私は理解をしているんですけども、現在、あの道路につきましては国道398号線の街路工事の一環として現在、県が工事を施工してございます。年度当初のお話では9月いっぱい終了するという予定と聞いてございましたが、若干のおくれが生じてましてどうも11月まで全体の工事がかかりそうだとということでございますので、今の予定から申し上げれば、一部開園のときは、いずれ事務手続等がございますけれども、そんなに違いなく町のほうにお引き渡しはいただけるものというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 復興推進課長のほうから築山のほうについて説明を受けましたが、やっぱり芝を張るには時期が適していないということで、なかなかその辺、築山の見目というか、赤土で覆われる築山だと、どうしても暗いイメージが私はあると思いますので、その辺も考慮してできれば今後、一部開園に向かって進んでいってもらいたいと思います。

今、見ていると、らせん状に計画では上っていくというふうな形を前々から聞いています。そして今、一直線に築山の頂上のほうに石段もつくっていますのでどうなっていくのか、まだ私的には想像がつかないような状況で工事が進んでいるなど。それが12月の一部開園、大丈夫なのかなど。安全性に関しても町は配慮していくということなんですけど、その辺も大丈夫なのかなど、その辺をいっぱい懸念しています。

1回目の質問に関しては大体復興推進課長の説明でわかりましたが、あの築山が一部開園となった場合には、どの部分から築山のほうに上がっていけるのか。そして、今、復興推進課長が人道橋、あそこに中橋ができたときに高校云々という話ですが、中橋云々は令和2年、結局完成時期に合わせて通過できるような方向で工事は私は進むものだと思いますけれども、そんなに早く中橋はやっぱりできないと思うんですよ。そうすると、高校生の通学路として中橋は使えるかというのと、まだまだ使えないというのが現実だと思います。

なぜ高校の通学路ということなんですけど、今、あそこには浸水域であって住宅がありません。そして、私が時々、通ったときに街路灯も少なく、子供たちが今、秋になって帰るときとか、そういったときに暗い場所に道路になっている気がしますので、それを改善するためにも今、私が話した気仙沼線のガードの道路ができて八幡橋の入り口に抜けたならば、子供たちも街灯がいっぱいあって安全なのじゃないかということを考えながら今のような質問をしました。しかし、多分建設課長の話だと、ちょっと私の話と食い違っていたと思うんですけども、市街地から八幡橋を渡って左折した方向に気仙沼線のガードが多分あったと思いま

すので、あの道路が今後、どうなっていくのかということを知りました。もう一度その辺、説明をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 何点か。議員述べられましたとおり、中橋につきましては令和2年の9月の全体開園のときにというのは認識を一にしております。

あと、どこから築山に、一部開園の公園のところに入っていただけるのかというご質問でございますが、ちょっと図面がなくて恐縮なんですけれども、築山の北側の、議案関係参考資料の24ページの字が3つ書いてございまして、この字中瀬町と書いてある上の部分に道路がございまして、まさにここが祈念公園の入り口、北側の入り口でございまして、ここから一部開園のときは入っていただくという形になります。

あと、通学路の関係でございまして、この24ページでご説明申し上げますと、今申しました入り口から上のほうに上って行ってすぐ左にクランクありますけど、これが議員お尋ねのボックスカルバートを建設課の工事で撤去した、まさにここに通じる道でございまして、先ほど建設課長申しましたが、新八幡橋とこの入り口、北側の入り口を結ぶ一体の町道につきましては、先ほど申しましたとおり、一部開園の時期までには通れるようになる見通しであるというご説明をさせていただきました。ということは、結局志津川高校の子供たちがここを、たしか片歩道ございましたので歩けるというようになる時期が年内と、ことしの初冬とでも申しませうか、にはというようなご説明をさせていただいたというものでございまして。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 一部開園までにはその道路が通れるようになって高校生の通学路として活用できるんだと。そして、先ほども申しましたけれども、やっぱりその通学路、田んぼの中を歩いていくわけですので街路灯がないと本当に危険だと思います。震災後間もなく、高校に行くのに道路が暗くて、被災地で瓦れきの中を歩いていくのは怖いというような親御さん、そして、女の子が通学する親御さん、やっぱりその辺、心配だと思っています。志津川高校の魅力化でいろんな授業していますけれどもなかなか志津川高校の高校生がふえないのは、そういった安全面も私は一部はあるんじゃないかなと思いますので、その辺は町のほうに今後、高校生の入学が増加するような方向に向かうためにも、子供たちの通学路に関しては安全面に考慮した工事をしていきたい。そして、志津川小学校、中学校においては中央区の上のほうなのでその辺は街路灯関係はあるので私はそっちの方面は安心かと思いますが、中瀬町の今、圃場された田んぼのほうというのは、どうしても田んぼの中、山の中と

いうイメージがありますので、その辺の安全面を町のほうには考慮して子供たちが安心して親御さんが送り出せるような環境を一日も早くつくってほしいと思います。一部開園のときにはボックスカルバートですか、その部分が通れるようになるということなので、その辺も聞いて安心しました。計画どおり何とかその辺でお願いしたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2点ほどお伺いしたいんですが、今も志津川高校の通学路の話がありましたけど、398号線から志津川高校のほうに向かって町道がありますけれども、その町道と並行するように舗装されていない農道があるんですが、農道を車も通れるように拡幅、拡張といますか、幅を広げることができるんじゃないかなと前から思っていたんです。今、ちょっと4番議員がその辺をアクセスのこと、触れましたので私のほうからも農道を町道にして志津川高校への通学路、幅を広げて安全性がさらに確保できるんじゃないかなと思うんですけど、その辺をどんなものなのかお聞きしたいのが1点目。

それと、2点目が参考資料の23ページに新旧対照表がありまして、松原公園にアンダーラインが引いてありまして、これは新旧両方ともアンダーラインが引いてあるんですけども、これちょっと何か意味があるのか、あるいは線を消し忘れたのかわからないんですが、松原公園で実際遊具を扱えるということだと思うんですけど、遊具を使われた親御さんの話を聞きましたら非常によかったと。けど、人は余り来ていないと。結構穴場なんですというような感じでおっしゃって、もっと本当は利用していただきたいというのが町側の立場だろうとは思いますが、もっとPRしていただく。それと、あと野球場、陸上競技場ですね、芝が張るまでちょっと時間かかるということでしたけど、そろそろ野球場、それから陸上競技場、これは利用できるのかどうか、その辺、準備は整ったのか、その辺を確認したく思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分今のところとは違う場所で高校の下のところの路線だと思います。あの部分につきましては、いわゆる側道ということで農作業車専用通路という位置づけでございまして、なぜかという、当然、トラクター等が農地等に入ったとき、どうしても泥を引っ張るという状況になりますので、そこは一般の道路と区別をしているという状況でございまして、それを今すぐ町道として2路線を1つにすればかなり広い道路になるんじゃないかというご意見だと思うんですが、なかなかそこは利用目的が違うので当然、そこは時間なり、今後の展開を待たないと何ともお答えができない部分でございまして、将来的に農地でなくなったという状況になれば、今議員おっしゃるようなことも可能でないかなと

と思いますが、当面は無理だというような回答になるかと思います。

それから、松原グラウンドについては、議員おっしゃるように、これまで芝生の養生ということで使用を自粛していただいております。しかしながら、芝を施工してから半年以上過ぎて大分根が張ってきたんだらうと思ってございますので、近日中にその開放をしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 新旧対照表についてのご質問ですが、松原公園、現行も改正案も同じ松原公園なんですけれども、これはその下の復興祈念公園をここに入れますと、どの場所に追加しますということを改正条文のほう、こちらに読み取れるようにするためにその位置をあらわすという意図で下線を引いてあるものです。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 団地の中に公園あるわけですけども、今回いろいろと防集団地できたわけですが、その中にも公園らしきもの、あるいは該当するかしないかわからないけれども緑地とか、いろいろ公園じゃないのかなと思うような節のところもあるんですが、その辺あたりはどのように位置づけているのかですね。

それから、24ページの図面にある震災公園、字が3つにまたがっているんですけども、これはずっとこのままでやっていくのか。3つによって後で支障を来すことがないのか、その辺、確認したいんですけど。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、緑地と公園、確かに緑地なんだか公園なんだかみたいところは感覚的に質問の趣旨はわかります。まず、団地の公園は街区公園ということで、例えば遊具とか水飲み場とかベンチとか、一定の憩えるようなしつらえを意識的にさせていただいております。ただ、そうはいいながらも刈り込んでベンチが1個2個置いてあって公園っぽいなというところもございますけれども、町として、志津川エリアでいえば都市計画決定をする際には一定の根拠を持ってやって、これ公園、これ緑地というふうに整理はいたしております。ただ、管理上、どちらも公の施設でございますのでそこに差があってはならないと。緑地だからいいんだ、放っというということでは何でもなくて、一定の管理はしなきゃいけないということについては変わりはないということで。あと、もう一つちょっと広げていくと、志津川地区以外の防集団地にも同じようにございます。公の施設には変わりはないんですけども、いわゆる都市計画区域内の公園、都市公園という位置づけにはならない

ということでございます。

あと、字なんですけれども字が3つあってこれを合わせたほうが管理上、いいのかなというのは当然、我々も思ったりはしました。ただ、字が複数あっても町としてしっかりとその公園の区域を把握をしている限りにおいて、何らの問題もないのではないかという議論がございました。

もう一つ言えば、字でございますのでこれを変えるという場合には、町、字の変更ということで一定の手続、一定の期間が発生してくるというのも頭にはございました。ただ現状においてこれは管理する側の部署とも話はしたんですけれども、特段の合わせなければいけない積極的な理由というのは、現時点においてははないだろうという中で3つの字ということで今回ということでございます。

ちょっとご質問いただいたのであわせて言いますと。済みません。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） はいはい。都市公園の位置づけの理由、大体わかったような気もするんですが、ただ、そのほかの団地の何というか、公園みたいな、緑地みたいな、これから恐らく住民が使いたいという申し出があれば、それは使わせる方向でいるのかいないのかですよ。そのとき、例えば公園にある遊具というか、あるいは椅子とか、そういうものも置きたいんだと、そういうようなことになった場合の位置づけというのはどうなっていくのか、あくまでも緑地で使用させていくのかですね。

2つ目なんですけれども、現時点では支障がないということではありますが、どうも現時点、これから先、ありそうな気もするんですよ。何か考えた場合、いや、ここ1つにしたほうがいいよなというようなこと、皆さん、ありませんか。もしあれば。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 防集団地内の公園については町の管理でももちろんしていきますし、その施設、遊具の点検とかも状況も確認しなくてははいけませんので、いずれその管理については町で行っていくことで考えております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。公園、3字に分割されていることについては、特に管理上、問題のあることはない。通常は使用する場合は公園の名称でそれぞれやりとりしますので、特に地番をつけてああだこうだという議論は多分ほぼほぼないだろうと考えてございますので、当面、このままいきたいというふうを考えてございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 1つ目の緑地、今のままの位置づけでいって使用はさせることは可能なんです。使用制限とかそういうものはあるのかなのか、その辺。

それから、2つ目の字界はわかりました。ないようでありますのでそれ以上は言いません。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 防集団地内の敷地の部分になりますか、それは町の普通財産になりますので、当課のほうにおいて申請をしていただいて貸す行為になるかと思えます。

（「使用する際の制限がないのかと、中身です」の声あり）その辺もあとは協議の中でしていきたいと思えます。（「わかりました」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。一部開園に伴って公園としての登録のようですけども、前から言っておりますけれども、一部開園にするのにこの全面積を公園に指定するわけですけども、事故の場合ですね、ここの一部築山だけに保険などを掛けられることができるのか、そういうことができるのか。そしてまた、この半分には工事が入っております。そうした場合、工事の業者の人はそこで事故なんかあれば、当然、業者が責任を負うわけですけども、そのすみ分けをする根拠。そしてまた、一部開園した場合の保険、築山にだけ掛けられるものなのか、できないものなのか、その辺もお伺いいたします。

そして、工事中の事故の場合は、当然、業者がなると思うんですけども、その解釈でいいのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません。6月議会でも同じようなご質問をいただいて答弁をしたとおりなんですが、まず工事中、議員おっしゃるとおり、まだ全部完成しておりませんので、祈念公園の築山の東側につきましては一部開園後も工事をしております。その際に事故が起きたらということですが、その事故の状況を見ないと個別具体的に全部そこで起きた事故は工事業者が全部だというのは、余りにもちょっと雑な議論でございまして、その起きた状況とかをしっかりと個別具体の事例に照らして判断されることになるかと思えます。結果的に工事業者の過失に起因をする場合においては、工事業者が一定の負担をその事故に対してすることになるんだろうというような答弁にしかちょっとならないのかなと思うんです。

あと、保険の関係でございまして、公の施設で起きた、例えば町の管理が至らないこ

とに起因してということに対しての保険といたしますか、そういった保険等につきましてはこの祈念公園に限らず町の公の施設、全体として町として一定の保険会社と契約をさせていただいているというふうに認識をしております。以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何と申したらいいでしょうかね、本当に責任問題がどこに出てくるか、町に出てきた場合、当然、町で払う、議会に上がってくるでしょうけれども、そういうことを常に我々は想定して臨まなきゃならないと思うんですよ。今、いろんな災害が出ております、事故が出ております。そうした場合、この公園に今入れてしまうと、そういう工事している中も公園エリアに含むわけですよ。そういう終わっていない部分もそういう公園として認めてここにのせていくとなるのはどういうもんかなという疑念がありますけれども、質疑はこれで終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ、私も沸かし返してみたいで6月にも聞いたことなんですけれども、先ほどの課長の説明ですと、たくさんの人から早く開園してほしいと、そういう声があったと、そういう説明ありました。そこで、具体的にどういった方たちが早期に開園してほしいという声があったのか、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 具体的に南三陸町のどこどこ字何番地の誰々という話ではございません。いろんなご遺族の方とか、あとは町外の方とか、いつできるんですかと、ご遺族でない町内の方とか等々からさまざまな声を私、寄せられておりますということ以上でも以下でもございません。その数が、例えば過半数を超えているからとか、そういうような定量的なお話ではないのかなと。一定程度の声を適当なチョイスかな、当然、そういった思いを声なき声も含めて私としては心にとどめて、一刻も早くというふうに自分の意思を担当部署の長として固めて督励をしてきょうに至っていると。以上でも以下でもないです。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の説明で大体はわかったんですけど、そこで1点だけ確認、具体的な名前とか、団体を上げさせていただくと、例えばまちづくり会社の関連のほうからとか、早くあけてほしいと、そういう声があったかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 個別具体の方からどうのこうのというのをこの場で言うべきこ

とではないというふうに思っておりますので、私からの答弁は今質問いただく前にお話しした以上でも以下でもございません。多くの方々の思いというのは、早く手を合わせる場所をというふうに私が感じ、考えているということをも6月にも発言をさせていただいたということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。（9番議員、「はい、議長」の声あり）9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 反対の立場から討論させていただきます。

誰のための公園か、もっと静かに手を合わせられる公園をと望んだ方たちを代表して、商店街や防災庁舎の近くにありまるで客寄せパンダだという声もあった中、震災風化防止の仕掛けは数々ある公園ですけれど、犠牲になられた方たち、残された方たちのための鎮魂という仕掛けがほとんど感じられないような公園、せめて言葉のデザインとして祈念公園の「祈」を記念日の「記」に変えるとか、祈念をとってそのまま復興公園にという名称の変更を望み、本案に対し修正を願って反対の討論とさせていただきます。

同僚議員の1人でも多くの賛同を期待させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。（5番議員、「はい、議長」の声あり）5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

条例改正案自体は都市公園条例の中に新しい公園を1つ追加するというところでございますので、これは当然、そこは町管理になるよという一つの条例として、根拠として必要なことでございますので、手続上、これはすべからく、すべからくといいますか、当然、可決すべきものというふうに私は解しております。

また、名称につきましてもいろいろな議論があったということは含めて今後、この町に生きる人間として語り継いでいくこと、これは非常に大切なことだと思いますけれども、震災から8年、あしたで8年半でしょうか、たっている現時点において、私としては町民の多くが祈る「祈念」ではなくて、記す「記念」にすべきだという声が圧倒的に多いとは感じておりません。例えばまちづくり協議会等の会議においても意見が2つに割れるようなことはなかったと記憶しております。しかれば、復興祈念公園、震災で犠牲になられた皆さん、それか

らこの先、南三陸町が復興を経て大きく発展していくことを祈る場として整備するわけですので、名前としても適当な内容ではないかと考えますので、議員各位の賛同をもってこの議案を可決すべきと考えます。以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 反対の立場から討論させていただきます。

まずもって、まだこの祈念公園が工事さなかでございます。そうした中でここを公園の条例に入れてしまうと、先ほども言いましたけれども、町に何かの場合、今後、想定される災害等の場合、町にかぶってきます、その責任が。そうしたことから時期尚早ではないかということに反対させていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第91号 南三陸町給水条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第91号南三陸町給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第91号南三陸町給水条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） それでは、議案第91号の細部説明をさせていただきます。

議案参考資料2冊のうちの1、25ページをお開き願います。

南三陸町給水条例の新旧対照表になります。

今改正は町長説明にありましたとおり、水道法の改正に伴う南三陸町給水条例の改正であり

まして、改正点は改正給水法施行令の条ずれに伴う条文の改正と、第33条第1項の手数料に指定給水装置工事事業者指定更新手数料の号を追加し、更新手数料の額を1件につき1万円とするものであります。

これは現行水道法において給水装置工事事業者の指定に関し指定期間が無期限だったものが、改正水道法において指定期間を5年とする更新制を導入したことから指定事業者は更新手続が必要となり、その手続に必要な手数料を条例で規定するものであります。

施行期日は改正水道法の施行に合わせ令和元年10月1日としております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 水道法の改正に伴いまして業者の指定を無期限だったものを更新制にするというお話でした。そうすると、町内の業者さんが今、どれぐらいいるのかということをお伺いしたいなど。更新制にしないで無期限にしておいている現状というのは、これは非常に不都合が大きいんだろうと思いますが、こういった不都合があるのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

もう一つは、更新手数料の金額が1件につき1万円ということなんですけれども、随分切りのいい数字でおさまったなど、実費を積み重ねていったにしても切りがよ過ぎるなど思うんですが、この設定の根拠とございますか、近隣市町村の動向も含めましてこういった形でこの手数料が設定されたのかお話を伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず、現在指定をしております事業者の数につきましては、全部で116社がございます。そのうち、町内の事業者が24社というところであります。

それから、今回なぜ水道法においてこの更新制を導入したかという部分につきましては、やはり一度指定を受けるとそのまま指定工事事業者としてその工事を続けるということになりますと、最新の技術でありますとか、あるいは町内の事業者にもありますが廃業しているものも指定のまま残るところがありまして、そういったものにつきまして更新手続をすることによって現存する適正な事業者を把握するということができますし、あるいはこの更新時にその技術となるものが現在の技術に合うかということも確認するというようなことなどから、この更新制を導入するという事になったようであります。

それから、手数料の1万円の根拠というところでありますが、これにつきましては、更新に

係る事務に関する手続に要する経費というところになります。具体的に申しますと、この更新をするために事業者に対して更新期日が到来していることの通知を出すことから始め、申請書の交付、それから申請の受付あるいは申請に対する審査、またこの更新時には認定証をまた交付するというところでありまして、当事業所としましては、更新時には講習を開催して技術あるいは町の水道事業について認識してもらおうというようなことも予定しておりますことから、その事務に必要な所要の時間を計算するというところと、また更新時の講習に必要な経費を計算したところから1万円という数字になったものであります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 上水道ですので、我々、町民の皆さんが生きていく上で非常に不可欠なものですし、安全・安心ということは絶対に担保されなければいけない部分ですので、その指定給水装置工事ですので具体的には本管というか、道路に埋まっている部分からうちを建てたうちに引っ張っていく部分の工事ということだと解しておりますけれども、そこに確かな技術を持っている方が業者として工事をする、もしくは大昔に、大昔とっていいのか、大分前に資格を取った方が技術者がいなくなって会社が畳んでしまってもそのまま名前だけ残っているというような現状が改善されていくということに対して必要だということとはよくわかりましたので、これは十分必要な部分なんだろうというふうに思いました。

ただ、今業者の数のお話をしました。100社を超える指定業者がいらっしゃるということですので、これを一遍になかなか更新というのは難しいんじゃないかと思いますが、その事務手続、具体的にどのように考えているのかお聞かせいただきたいということがまず1つ。

それから、金額の根拠につきましてお伺いいたしましたけれども、再度確認ですが、基本的にはその更新業務に使われるものと解していいということでしょうか。その更新業務を1つふやして手数料設定することで、これは基本的に業者の皆さんから町に入ってくるお金というふうに考えておりますけれども、ほかのことに流用するというよりは、更新事業に全て使い切るものというふうに現段階では考えているという認識なのかどうかだけ最後、確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） この更新制につきましては5年というところでありまして、先ほどの116社が一気に更新手続を進めますと、事務も混乱するというところから、改正水道法の中では経過措置を設けてまして毎年度、更新手続をするようにと段階的に指定日によって更新期日を定めております。当然、10月1日以降に新たに指定工事店になったところにつき

ましてはそこから5年というところになります。既に指定を受けている事業者につきましては、指定の時期によりまして来年の9月末、再来年の9月末というところで毎年9月に更新期日が来るように分類させていただいて、そういった事業者がその時期に合わせて更新手続をしていただくというところになりますので、更新に関する混乱も避けられるというところで考えております。

それから、手数料の1万円の使い道につきましては、先ほど申し上げたとおり、その事務に要する費用というところでありますので当然、人件費であるとか、更新時にテキストを購入したりという予定をしておりますので、そういった備品の購入に当たるというところで、全てそういった数値につきましては更新に要する費用というところになりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1件だけ質問させていただきます。昨今、村井さんが進めている宮城方式というやつがあるみたいですけど、それとの絡みで考えると、例えば5年で更新となると、もしかすると将来的に工事みたいにランク分けされたりすると、地元の業者さんが干される可能性もあるんじゃないかと思っておりますが、そういった懸念は感じていないのかどうか伺いたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず、宮城県が進めております水道事業に関する一体系の改正という分については、本改正とは全く別な次元の話でありますので、それによってこの給水指定工事事業者が影響受けるというところはありませんし、実際にこの指定業者の事業については、町内で宅内配水、あるいは先ほど5番議員さんが申しました本管からの分岐、そういったところの工事を担うというところでありますので、大規模な町の工事とか、そういったところの事業者の指定をしているというところではございませんのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、所長の話ですと、関係ないと、そのような話ですが、これ将来的にはどうなるかわからないですけど、例えば今度、指定するところが町じゃなくなった場合ってそういうことは考えられないか、そこのところだけもう一回確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 指定につきましては、各自治体で指定するというところに

なっておりますので、南三陸町で指定を受けたものが登米市で工事ができるかといったら、できないことになっております。ですので、その町から指定を受けたものはその町でできるというところでありますので、ほかの自治体から指定を受けたりという分については町のほうでは認識というか、全く影響がないというところであります。（「わかりました」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今、水道事業所長の説明を聞いていてちょっと不安に思ったのは、震災後に商工会の会員の方も津波によって廃業された方が多数、私はいると思うんです。そういった中で町のほうで水道事業の工事をしている会社が廃業なされている方もいるかもしれないというようなさっき話だったんですけれども、震災後にいろんな工事が地元の業者、地元で事業を行っている業者がかかわったと思うんですが、それでもって震災後に仕事をしなかった業者は廃業したという関係があるんじゃないかと思うんですけれども、水道事業所では廃業した数というのは、ある程度、把握はしているんでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 先ほど24社が指定を受けているというところでありまして、実は震災前から事業を行っていない事業者も実際はありました。現時点で指定受けてから現在やっていないところは4社あるというところで認識はしておりまして、残り20社ございます。そういったところでもって町の給水工事が担えるかという分については、担当としましては十分に担えると、そういう数であるというふうに認識はしております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 震災後にこれから水道事業は管の取りかえとかいろんな工事がかかわってきますので、最低限度、水道事業所ではその業者の状況というのはある程度、把握した上で今度、5年ごとには申請だという形なんですけれども、その辺はしっかり町の事業所状況を町としては確認するべきだと思いますので、今の水道所長の説明ですと、震災後に工事していないというような会社もあるということなので、その辺、業者の管理は町の重要な部分だと思いますので、その辺、しっかり管理のほうをお願いしたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 39条、給水装置の基準違反に対する措置というふうなことで、この違反が起こる根拠というか、理由というのはどのような関係で起きてくるのか。業者が定まった材料を使わないでやるのか、あるいは給水を受けるものからの指定でこういうものは起きる

のか、その辺あたり、どのように捉えていますかね。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず、給水装置の構造あるいは基準、そういったところについて安全に給水できるような設計でもって申請が出されるというところではありますが、結果的にそういった安全でない、あるいは不衛生だというようなところで工事されている場合につきましては、やはり受水者の権利を守るためにもそういった事業者を排除しなければならないというところがありますので、そういった事案が出てきた場合についてはそういった指導をしなければならないというふうに考えております。現時点では、専門的な知識を持ってやられている、あるいは工事が終わった都度、検査をするというところからそういった事案は発生していないというところがあります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、その業者ということなんですか、水道業者ね。ただ、ここでは業者がそういう問題を起こしたとしても、受けるものを水流さないと言っているんですよ、受けるもの。使う人さ水を流さない、とめるということになっているんですよ。であれば、業者にもその措置を講じるべきでないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 当然、事業者に対してもそういったところについては指導するということにはなりますので、適切な工事を行うように指導するということになります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いや、ペナルティーを与えないのかということさ、要は。指導がペナルティーになるわけ。ここでは給水を受けるものがストップされるわけですよ、業者のために。だったら、責任は業者のほうにあるんだもの、業者にびしっと何かやるべきじゃないのかなという思いがあるんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 当然、指定の取り消しというような手続はございますので、その内容によってはそういった処分をするということはあると思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） うたってあるのね、この水道の条例の中でね。うたっていないとそいつできませんよ、うたってあるの。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） その条文、第何条というところは今、ご説明できませんが、給水条例の中に規定しております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は2時30分といたします。

午後2時11分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第7 議案第92号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第8 議案第93号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第92号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第93号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてをお諮りいたします。

以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第92号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第93号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第92号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例のほうから細部説明をさせていただきます。

議案書13ページ、議案関係参考資料26ページをお開きください。

本案は、本年10月から開始されます幼児教育の無償化に係る制度対応による条例改正でございまして、幼児の教育・保育に係る負担軽減を図り、少子化対策を推進するためのものというところでございます。

制度の具体といたしましては、1点目が3歳から5歳の幼児に係る幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料、いわゆる保育料と呼ばれるものでございすけれども、これについて無償化を図るということ。この際、幼稚園以外につきましては就学前3年間、幼稚園につきましては満3歳から無償化の対象になるというものでございます。

次に、2点目はゼロ歳から2歳までの乳幼児に係る同施設の利用料について住民税非課税世帯を対象として利用料の無償化を図るというものでございます。この内容により条例を改正することとなりますけれども、本条例につきましては、条例において利用者負担額、いわゆる保育料の上限を定め、個々人に適用されます所得階層ごとの額につきましては規則で詳細に定めておりますことから、改正案のつくりといたしましては、第2条第1項本文の最後にございますとおり、零とするということで対象施設の利用料の無料化を定める形をとってお

ります。

また、第2項におきましては、ゼロ歳から2歳までの乳幼児に係る利用料を規定するものとして上限額は現行の額をそのまま条文内で定め、無償化の対象となります住民税非課税世帯の部分につきましては規則でこれを定めております。

なお、条例の改正といたしましては、このほかに現行条例第2条にございます定義の削除や文言の整理を行っておりますほか、具体の金額を本文中に盛り込んだことから別表について削除を行っております。

続きまして、議案第93号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について細部説明をさせていただきます。

制度設計の関係上、説明が多少長くなりますのであらかじめご理解をいただきたいと思っております。

議案書16ページ、議案関係資料29ページをお開きください。

本案につきましてもその主たる改正内容は、本年10月から開始されます幼児教育の無償化に係る制度対応による条例改正でございます。

改正内容といたしましては大きく2点ございます。

1点目は、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更に係るものでございます。

まず、現行の食事の提供に関する費用の取り扱いについてご説明申し上げますけれども、現行では教育、保育の認定によって取り扱いが異なっておりまして、1号認定、いわゆる幼稚園についてですけれども、こちらについては主食、御飯の類です。それから副食、これはおかずとかおやつ類です。これ両方とも保育料とは切り離しているために食事の提供に係る費用負担といたしましては、保育料とは別に保護者に求めることとなっております。町内で申しますと、志津川地区にございます民間の幼稚園がこの施設に該当いたしますけれども、当該施設ではこのことへの対応としてお弁当の持参により対応しております。また、入谷地区にございます民間の幼稚園にも1号認定の幼児が少数ですが在籍しております。こちらでは子供には御飯のみを持参してもらい、一方、副食費につきましては別途保護者からいただき給食を提供しているといった状況でございます。

次に、2号認定、こちらは保育所等になりますけれども、こちらにつきましましては主食は別途保護者の負担とし、副食については保育料に含まれるということになっております。町内の施設でいいますと、町立の保育所、こども園、それから入谷地区にございます民間の幼稚園

の大多数が該当しておりまして、この施設におきましては、子供に御飯のみを持参していただくという形で対応しております。

次に、3号認定、ゼロ歳から2歳児までの乳幼児ですけれども、こちらについては完全給食として全て保育料に含まれるというふうな形となっております。これが現行制度ですけれども、新制度におきましては、1号認定、2号認定とも共通のこととして食事の提供についてはその実費部分について保護者の負担とするという考え方が用いられることになっております。したがって、これまでの1号認定であった施設につきましては特段変更はございませんけれども、2号認定の幼児を預かる施設につきましては、これまで保育料の中に含まれておりました食材料費が別出しされ、保育料としては無償化になりますけれども、食材料費について別途負担をいただくというふうなことになります。

なお、3号認定に係る費用負担についてはこれまでと変更ございませんので、従来どおり利用料、いわゆる保育料に含めてご負担をいただくということになります。

次に、新たな制度におきましては、こうした実費負担の導入に伴いまして低所得者対策として減免措置が導入されることになっております。内容といたしましては、1号認定及び2号認定の幼児に係る副食費の免除といたしまして世帯収入360万円相当、細かく申しますと、町民税の所得割課税額が7万7,101円未満の世帯は副食費が免除になります。ただし、このうち、2号認定の幼児については、ひとり親等以外の一般家庭は町民税所得割課税額が5万7,700円未満とされておりますので、やや基準が絞られるというふうなことになります。

また、これに加えて多子家庭への対応といたしまして第3子目以降の幼児について免除がなされますけれども、この部分につきましては国の制度では多子のカウントといたしまして、1号認定については小学3年生以下の兄弟の数をカウントしております。2号認定については小学校就学前の兄弟の数としております。したがって、例えば2号認定、保育所等ですけれども、こちらで兄弟が小学校に就学いたしますと、例えば第3子が第2子としてカウントされるというふうなことになります。しかしながら、町といたしましては、従来よりこの部分への子育て支援といたしまして多子カウントの年齢を大幅に引き上げ二十という一定のラインのもと、保育料減免を実施してまいりましたので、この考え方を引き継ぎまして町独自の子育て支援策として第3子以降の副食費免除を実施してまいります。

なお、主食費につきましては従来どおり保護者負担ということになります。

ただいま申し上げましたことにつきましては、議案関係参考資料35ページにございます第13条第4項に規定されております。

次に、大きな2点目についてでございますが、こちらにつきましては、幼児教育の無償化に伴うものではなく、認可基準の一部改正に伴います基準内容の整合ということで、利用対象がゼロ歳から2歳までであって利用定員が5人以下の事業所に適用されます運営基準のうち、一定規模以上の保育施設等と連携しなければならない基準について、その連携先の範囲の緩和と連携先を確保する期間の延長がなされるというものでございます。具体的には本年6月の議会定例会でご決定賜りました南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同じ内容でございます。さきの議会でご決定いただきましたのは、いわゆる施設を始める際の認可基準の改正でございます。今回は施設を運営していくところにおける基準の改正ということです。繰り返しますけれども、前回は始めるときの認可基準、今回は運営していく、継続的に運営していくための認可基準、中身は同じというふうなところでございます。こちらの部分につきましては、議案関係参考資料51ページにございます改正案第42条第2項から第8項の改正がこの部分に当たります。

なお、条例の改正といたしましては、このほかに略称の変更や読みかえ規定など相当の改正を行っております。

以上、長くなりましたが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） あえてわかっているんですけど、町内の幼児教育、それから保育を受けているお子さま方の保育料は、10月1日からゼロになる。対象外なのはゼロ歳から2歳の未満児ですね、の非課税世帯でない世帯のお子さまだけという認識でよいのかどうか伺います。それがまず1つですね。

2つ目は、第3子以降の副食費の免除が町独自、私もページを追いながら、参考資料の37ページだと思うんですけども、町独自による第3子以降の副食費の免除ということで、国の制度が変わるので今回条例変えるんですけども、この部分に関しては町の制度のほうが有利な、町民にとって有利な内容になっているのでそのままいきますよということだと思うんですけども、そういう認識でよいのかということ。

それと、町独自のこういった取り組みをすることについて国との調整がついているのかどうかお尋ねしたいと思います。

もう一つは、今回制度改正があって、例えば国のホームページ、厚生労働省のホームページ等はその無償化について事細かく説明している内容があるんですけども、町内でこれから

子育てをしたりとか、子供ができた、幼児教育を受けさせたいという皆さんにこの年代のときにはこういう支援が受けられますよと。それはできればゼロ歳、生まれたとき、もしくは妊娠がわかったときからみたいなどころでつくっていただきたいと思っているんですけど、そういったお子さまの子育てに関しての時間を追っていったのフローチャートみたいなものがどの辺にあるのか、またちょっとつくっていないのか、それから今回の制度改正を機にぜひ私はわかりやすい形で町民のみなさんに提示すべきなのではないのかなと思うんですけども、できれば医療費の無償化が18までいっていますので、そこまで含めての内容になるととてもわかりやすいのかなと思うんですが、そういったことは担当課のほうでどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

最後、もう一つだけ町長にお伺いしたいんですけど、今まで南三陸町に移住定住、人口減少対策ということでさまざま取り組んできた中で、その中で子育て支援って非常に重要な部分を占めていたと思うんですね。保育料等はほかの自治体に比べて非常に安く半額以下、半額くらいにとどめてその分は町が負担するというような制度、非常に有利だったわけですけども、これがなくなるわけですよ、みんな一緒になる。そうすると、うちの町独自の取り組みだったということがちょっと価値が消えてしまうというか、ほかと差別化できなくなってしまうという懸念も一方ではあるのかなと。だから、それでやめるということじゃないですよ、ということもあるのかなと。そこに関しては、やはり今までこういうことについて積極的に取り組んできたんですよという姿勢は、今以上にアピールしていく必要があるのではないかなと私は思いますが、町長、どのようにお考えですか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず1点目の町内の対象者ということですが、議員おっしゃったとおりで間違いございません。参考までに数を申し上げますと、無償化については、現状で申し上げますと、今、296名のお子さんをお預かりしております、町内全て合わせてですね。そのうち、222名が無償化の対象になる見込みでございまして、それから外れるというのは、先ほど申し上げました、いわゆる未満児のお子さんのところということで、現状外れるといたしますか、現状どおりのご負担をお願いするという方については74人の子供さんの親御さんということになります。

続いて、第3子のカウントについてですが、全くこれも議員おっしゃるとおりでして、町のほうのカウントのほうが当然ながらカウントとしては有利に働いておりますので、あと国との調整ということですが、特にこの部分に関して国がどうのということはござ

いませんので、こうしたやり方で進めてまいりたいというふうに思っております。

周知をしっかりとすべきではないかということで、後でまだもしかしたら配っていないか、保護者の方々には実はこういった形でパンフレットを全てお配りする予定にしておりますし、それから付随してこんなパンフレットも今、用意して子育てアドバイスということで一緒につけて回すことにしております。

それから、今後の対応という中でいいますと、まずこの無償化に対してどういったものであるという部分については、町内の保育施設全て職員が回って保護者説明会を開催させていただいておりますし、それと同様に保護者の方が一番聞きやすいのは、やはり幼稚園、保育所の職員ですので、こちらの職員向けの勉強会もやらさせていただいております。

あとは今後、入所なされる方については、申し込みの際にしっかりと説明をさせていただいていくということで対応を考えております。

それとあと、もっともっと小さいころから、あえて言えば妊娠のころからこういったものの周知が必要ではないかということについては、やはりそのとおりだと思いますので、今も妊娠がわかってから保健師が訪問しているわけですけれども、そのときにもさまざまな資料を用いて説明しております。なお、そういったところについてももう一度見直ししながら、できるだけわかりやすく安心してできるようなものにしていくことができればと思っております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに保育料の関係につきましては、南三陸町、先駆けて減額ということで取り組まさせていただきました、基本的には子育て世帯を支えたいと、そういう思いでこれまでやってまいりましたが、ただ、今回の制度改正によりましてこの少子化の問題等を含めて、いわゆる子育て支援の問題は当町の問題だけでなく、これは日本全国各自治体が抱えてきた問題ですからトータル的に考えれば今回の制度改正によって助かる方々がたくさんいらっしゃるということですから、そういう意味ではどこが先とか後とかということではなくて、全体的な流れを見れば、結構な改正ではないのかなというふうに思っております。いずれ南三陸町としても、今後ともさまざまな子育て支援ということについては考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1点目と2点目に関してはよくわかりました。3点目ですね、子育て支援等についての周知といいますか、前からこの周知、一般質問でもやりましたけどね、どれだけ理解してもらおうか、町民の方にどれだけお知らせするかというのは非常に難しい話で

もありますし、正解もないんだろうと思いますので、ベストというのはなかなか難しく、ベターを探していくしかないんだろうと思うので一概にどうのこうのということではないんですけれども、1つお話しさせていただければ、子育て、今まさにしている方々、しようとしている方々の年代というのは、とにかくわからないことがあったらスマホを使ってインターネットにアクセスするという手段が非常に多いと思うんです。そこに対してのフォロー、カバーということは、町としても、行政側としては強く考えていただく必要があると。それで全部終わりだと、そこさえやればパーフェクトだと言いたいわけではなくて、そこへの比重が当然、大きくなっているわけなので、こちら側としてもそこへのフォローアップは大きく、比重としては大きくすべきだと思います。町のホームページを見て子育て支援で開くと幼稚園の一覧とかが出てきて知りたいことがわからないなということがあったりしますので、そこをもう少し保健福祉課だけではなくて企画課も含めてだと思いたいますが、調べやすい、わかりやすいものがPDFでぱっと出てくるというふうにしていただいたほうがいいんじゃないかなと思いますので、せっかくの大きな改正ですから、このチャンスにうちの町ではこうですよというのをしっかりと機会を捉えていくということが必要だと思いますので、もう一歩進んでぜひやりますと、やらせていただきますというふうに答えていただければ幸いですが、いかがお考えでしょうか。

最後、町長ですけれども、トータルとしては非常にいいことですよと。そこに対してうちが先だとか、そっちは制度に乗っただけだろうみたいな話は気持ちの小さい話ですということ非常に懐の大きいお話で、さすが町長だと思えるところですが、一方で、要は何というんでしょう、少しそういう意味からすれば、町長の着眼点からすれば、私はもうちょっと卑近な話をしているのかもしれませんが、ほかとの優位性が一方でなくなってしまったということであれば、やっぱりそこはもう一歩次の手を考えようと、違う分野で、もしくは子育て支援、今まで先駆けてやってきた分、ノウハウが蓄積されているからもっとわかりやすいような支援を打ち出せますよとか、そういうふうにつなげていければよりよい人口減少対策になっていくのかなと考えておりますので、町長のお考えは非常によくわかりましたけれども、この制度認定していく、この制度を使っていく、その先をもう一歩だけ町長にお考えを伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと今、企画課長とも話ししていたんですが、いずれ財源等の問題も含めながらどういうこれからの制度の作り方がいいのかということも含めて検討せざる

を得ないだろうという話をしておりますので、今、この場所で具体的な話はできませんが、そういうこれまで取り組んできたことについては、しっかりと今後とも子育て支援については力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 前段のほうですけれども、周知についてということでまさにおっしゃるとおりでございます、スマートフォンであったり、インターネットであったりというふうなツールでの情報取得というのが今のお母さん、お父さん方は非常に一般的なんだろうと思います。自分自身が苦手なのでどんと任せてくださいと胸を叩くことはできないんですけれども、何とか組織挙げてそういったものにしっかり対応していけますように今後、関係部署といいますか、企画課等と相談をさせていただければというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点だけお伺いいたします。これは民間もあるわけなんですけれども、給食費については民間と同じだということなんですけれども、さて、保育料については民間だから知らないよというわけにはいかないと思うんです、国のほうの通達なので。足並みをそろえていく必要もあるんだろうなと思うので、わかっている範囲でいいですのでその辺の民間、わかっている範囲で民間はどうなのかということ。国の制度が該当になるのかどうかということをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 10月からは民間、公立問わず保育料と言われるものについては、基本的にはゼロになるんです。ゼロにならない家庭というのは、家庭といいますか、ならないのはゼロ歳から2歳までの、いわゆる未満児と言われる家庭で町民税が賦課されている家庭、ここについては今までどおりなんですけれども、それ以外の3歳以上については基本的には保育料はゼロということになります。

ただ、給食の食材料費については別途ご負担をお願いするというふうな内容です。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。今、前者の質問で実費負担というか、その説明ありました。そこで、具体の金額というか、負担、大体でよろしいですので、もしおわかりでしたら伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 現在、民間も含めて予定ということでございますけれども、公

立保育所につきましては4,500円、それからこれは伺っている範囲ということになりますけれども、入谷地区にございます幼稚園につきましては4,000円というふうに伺っております。

それからあと、説明の中でも申し上げましたけれども、志津川地区の幼稚園につきましてはお弁当を持ってくるということなので新たにお金を徴収するということはないというふうに伺っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 課長の調べというか、それでは4,000円前後、そこはわかったんですけど、今まで当町独自で保育料のほうを無償化していましたけれども、この残された実費負担分は将来的に無償化というか、そういったところまで手を伸ばせるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） こちらの食材料費の無償化の考え方ということなんですけれども、他県においては無償化に踏み切っている自治体もあるやに聞いております。ただ、このところで無償化等々を考えるに当たって一番考えないといけないのは、保育所に入れていないご家庭であってもそれは当然ながらかかるものだという事ですね。ですので、単純に食材料費を無償化していくということになりますと、ご家庭で普通に保育している家庭に対しての不公平感といいますか、そういったものが生じますので、ここの部分については慎重にしていかないといけないのかなということで、今回はそこについては踏み込んでおりません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長より保育所等に預けていない子供と比べて不公平感が出るという、そういう説明がありました。そこで再度伺いたいのは、これ先ほどの前議員も町長の考えを聞いたみたいですが、それを保育所に預けていない子供にも公平感が出るような、例えばよく保育でやっているクーポンのような形、何でもいいんですけど、そういったやつを支給することによって公平感のある実費の無償化、そういった考えというか、取り組みは今後、検討できるのかどうかだけ伺って終わりとします。

○議長（三浦清人君） 町長、政策的なことだから。

○町長（佐藤 仁君） 今、ご案内のお話の件につきましては、今後、先ほどお話ししましたけれども、基本的にうちとして先駆的に取り組んでまいりましてこういう状況になりましたので、この後、南三陸町としての、いわゆる取り組み、どういうふうなものがあるかというこ

とについて一つの提案ということで受けとめさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、議案第92号の討論を終わります。

これより議案第92号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第94号 南三陸町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第94号南三陸町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第94号南三陸町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、工業標準化法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第94号南三陸町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

本案につきましては、国の不正競争防止法等の一部改正する法律の施行により、これまで、

いわゆる J I S 法と呼ばれておりました工業標準化法の名称が「産業標準化法」という名称の中で改正され、「日本工業規格 J I S」の名称が「日本産業規格 J I S」に名称が改正されることから、本町条例で引用している箇所について一部改正するものであります。

これまでの工業標準化法が対象としてきたのは、工業製品ハード系の標準規格でしたが、今後につきましては、産業標準化法ではこれらに加えてデータやサービスなどのソフト系の標準化を図るための法整備ということであります。

新旧対照表は、議案参考資料 2 冊のうち 1 の 66 ページをごらんいただきます。

改正条例は、南三陸町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例の別紙の備考中に、紙の大きさを日本工業規格 A 列 3 番以内としておりましたが、今後は改正により日本産業規格の A 列 3 番以内と改正するものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。2 番倉橋誠司君。

○2 番（倉橋誠司君） J I S 法が改正ということで、日本語の読み方というか、名前が変わると。英語で言えばどちらも日本工業規格も日本産業規格であっても J a p a n e s e I n d u s t r i a l S t a n d a r d s ということで変更はないんだと思うんですが、この名称を変えるということであれば、行政不服審査関係手数料条例以外にも幅広いところで日本工業規格という名称が使われているんじゃないかと思います。ほかの条例に関してこの変更はどのようになるのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） この条例以外で町のさまざまな決め事の中で引用している部分については、条例ではこれだけです。これ以外の条例では引用しているものがございまして、あとは要綱、要領などの中での部分ということですので、議決なしにそれらは改正をして進めるということになります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第 94 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第95号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第95号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第95号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は平成30年度、町道横断1号線道路改良工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第95号の細部説明を申し上げます。議案関係参考資料の2冊のうち2の1ページをお開き願いたいと思います。

工事名は平成30年度町道横断1号線道路改良工事でございます。工事名にありますとおり、明許予算で対応するものでございます。

工事場所は入谷字天神地内となっております。

工事概要でございますけれども、改良延長が200メートルでございまして、現状の幅員4メートルから5メートルを7メートルの幅員に改良するという内容でございます。

4月10日に制限つき一般競争入札の公告をしております。これに対して記載の4社の参加の申し込みがございまして8月5日に入札を執行いたしました。その結果といたしまして株式会社山健重機が5,724万円で落札者と決定してございます。

入札の執行状況につきましては7から13に記載のとおりとなっております。

工事期間でございますけれども、本契約締結日の翌日から令和2年3月25日となっております。

次ページに仮契約書がございまして、ご確認をお願いいたします。

3ページをお開き願いたいと思います。

簡単な平面図となっております。図面右側が林際地区の方向でございまして、当然、左側が志津川市街地ということになります。

本工事箇所につきましては旗上げをしております200メートルの区間となっております。
文字が大変小さくて恐縮でございますが、赤く広く塗ってある場所となっております。

具体の場所を申し上げますと、左端がちょうど秋目川と入谷地区の境界地点でございます、
そこに行くまでの最後の住宅がある区間ということで考えていただければと思います。

下の標準断面、片盛り土タイプということで、今回につきましては水田側に盛り土をして幅
員を確保するという内容でございます。

昨年まで約250メートルが完了してございます。今区間は改良いたしますと、ほぼ30%の工
事の進捗となる予定となっております。今後、令和元年度予算がございまして、引き続
き今年度予算の工事の発注に努めていきたいと考えてございまして、よろしくお願い申し
上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「な
し」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第96号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第96号工事請負変更契約の締結についてを議題といたし
ます。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第96号工事請負変更契約の締結についてご
説明申し上げます。

本案は、平成30年度西戸橋橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三
陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に
付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第96号工事請負変更契約の締結について細部説明を申し上げます。

議案書の28ページをお開き願いたいと思います。

平成30年度西戸橋橋梁災害復旧工事については、平成31年3月25日付で株式会社阿部伊組と2億4,840万円で契約を締結しておりました。今回契約額を2,765万7,720円を増額して、2億7,605万7,720円に変更するものでございます。

変更理由につきましては、橋梁があります2級河川折立川にかかることから河川協議をし、許可を得ております。許可条件として下部工の施工につきましては非出水期、いわゆる雨が降らない時期に工事をしてくださいという許可条件になってございます。具体的には11月から来年の春までの間ということで許可をいただいて工事を発注しております。

また、今回の工事については、国道45号の移設が伴いまして工事は電力線、NTT線光ケーブルの移転から施工する必要がございました。このうち、光ケーブルの移転について資機材の入手に時間を要している状況でございまして、工事が遅延をしております。このため、令和3年3月までの完成をするために再度河川協議を行い、出水期においても工事ができるように承諾をいただいたところでございます。年間を通して工事をしていいという許可をいただきました。

議案関係参考資料の2冊のうちの2の6ページをお開き願いたいと思います。

変更前と変更後の図面を平面図を記載をしております。非出水期ということで黄色い部分に矢板を打って大型土のうを積んで仮締め切りをして工事をしようということで計画をしております。

ただ、雨が降って増水した場合、大型土のうが被災をするということがございますので、工事を進捗するためには鋼矢板をもって仮締め切りをします。これで年間を通じて工事を施工し、工期内の完成を目指すということにしております。今回の増額理由はこの仮締め切りが工種の変更ということになります。

4ページと5ページに仮契約書がございまして、ご確認をお願いをしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。西戸橋なんですけど、もっと海沿いの折立

の橋が随分高くできていますけど西戸橋はどのくらいの高さになるのか伺いたいと思います。

あと、高さによってなんですけど、西戸橋から町のほうに向かって急というか、カーブがあるんであの辺、緩やかにはならないのかどうか、その点、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 橋の高さでございますけども、あの位置につきましてはバック堤の影響外という状況でございます、特に大きく高さの変更になることはございません。右岸側に圃場整備で6メートルほどの道路が既にできておりますので、ほぼほぼあの高さと思っていただければよろしいかと思えます。

それから、下流側のカーブの修正でございますけども、あくまで橋をかけるために必要最小限度の工事ということで国道のほうの改良を行いますので、今いただいたご意見については多分工事外といたしますか、工事の範囲外となりますのでそこは別な工事で対応せざるを得ないというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 高さは余り高くないということでわかりました。

カーブの件は、追々何かの形で改修の要望等は出せるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） いろんな道路改良の要望等をいただきまして国道も県道もそうなんですけど、一応要望を申し上げますと、どういう質問といたしますか、返ってくるかといいますと、事業の熟度はどうですかという質問が返ってまいります。熟度はどういうことかという、用地が大丈夫なんですかと、どこまで手当てできていますかという質問といたしますか、回答が返ってまいります。いずれこの問題、もし国等に要望を差し上げるとなれば、当然、地元対応を求めざるを得ないと。それで十分協力がいただけるという確認が得れば、今おっしゃったことについてはご要望申し上げたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第96号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第97号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第97号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第97号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度長清水橋（上部工）橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第97号工事請負変更契約について細部説明を申し上げます。

議案書の29ページをお開き願います。

平成30年度長清水橋（上部工）橋梁災害復旧工事につきましては、平成31年3月27日付で東日本コンクリート株式会社と6,642万円で請負契約を締結しておりました。今回請負金額を449万6,040円減額し、6,192万3,960円に減額変更するものです。

変更理由につきましては、長清水橋の復旧工事は、これまで宮城県が施工の長清水川河川災害復旧工事、いわゆるバック堤の工事でございますけれども、との調整を行い、下部工、上部工、それぞれ分割して実施施工してまいりました。現在、上部工の架設が終了し、横締め等の工事を行っている状況にありますが、橋面舗装、伸縮装置の設置には橋梁前後の盛り土の完成が条件となりますが、河川工事がおくれるため、当面工事の施工ができない状況にあります。このため、工事の休止、または減工が考えられますが、休止の場合、新たな負担が生じることから今回減工を選択したものでございます。

議案関係参考資料の2冊の2の8ページをお開き願いたいと思います。

平面図がございまして橋を黄色く着色をしております。その両左右に道路が、計画がございまして、実はこの道路はまだ施工ができていない。これについては河川の工事の完了後にしか施工できないという状況でございますので、当然、川の中に鳥居が立っているという状況でございまして、橋面に重機等が乗せることができないということでございまして、橋

面舗装、それから伸縮工事、今回減工するというものでございます。

なお、今回減工した部分につきましては、引き続き今後の工事発注をして県が工事完了した場合、時間を置かずに町の工事を施工していきたいというふうに考えてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第97号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第98号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第98号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第98号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度寄木橋及び寄木線外2路線道路災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第98号工事請負変更契約の締結についての細部説明を申し上げます。

議案書は30ページになりますのでお開き願ひたいと思います。

平成28年度寄木橋及び寄木線外2路線道路災害復旧工事につきましては、平成29年3月16日に株式会社阿部伊組と8億8,128万円で請負契約を締結し、その後、3度の変更契約を締結し、現請負額は6億3,280万7,640円となっております。今回20万3,040円の増額変更し、6億

3,301万680円とするものでございます。

変更理由につきましては、工期が9月末日ということでございましてある意味精算をするものでございます。

その中で新たな工種として河川堤防天端に設置をされてございます点検孔を保護する工種が追加となっております。なお、点検孔につきましては県が設置をしたものとなっております。

議案関係参考資料の2冊の2の12ページをお開き願いたいと思います。一番上に標準断面図ということでバック堤のちょうど天端の部分に赤で記載をしてございますけれども、そこに点検孔が県のほうで施工して、その上に橋梁に伴うさらなる盛り土を町がしてございます。点検孔、その下の写真を見るとおわかりだと思うんですが、斜めの部分にパイプが出てふたがされているものがあると。このままですと、河口部ということもございまして塩害、それから人が歩いたときにつまずくといえますか、そういうこともございますので、コンクリートで今回保護するという部分が増額となっております。細かい数字の中で出し入れがございまして最終的に20万円ほどの増ということでなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

前後いたしますけれども、9ページに仮契約書がございましてご確認をお願いをしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 10番です。この内容についてはわかりましたが、橋ができて接続しないと橋の役目はしないわけですが、前後の接続、国道あるいは寄木線の上部の接続、この辺はこれからどんな計画になっておりますかね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、1個ずつご説明申し上げます。現在、国道45号が伊里前橋を、歌津大橋ですか、仮称でございまして、つくってございまして、この分の上部が10月末までには完了するだろうと言われてございます。それから、そこからハマーレ歌津までの部分、何とか年度内に完成をさせたいということで今進めてございますので、その工事とあわせて国道と橋の間はつながるんだろうと考えてございます。それから橋を渡ってからでございまして、なかなかの今の仮設の国道もしばらく使うものですから、今の工

事を発注して仮の道路を橋から下に落ちて漁港に行けるような、そういう仮の道路を今工事の発注を行っているというところでございますので、完成時期、これからいろんな実際協議しながらやっていきますのでなかなかここで明言はできませんけども、とりあえずなるべくせっかくつくった橋でございますので早目に使えるようにしたいというふうに努力中でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今、国道の橋をつくっているわけですが、あれが葦の浜方面の国道と接続してそれであるところが何というか、開通になると。その時点で寄木橋を通行させるのかですね、結局国道が開通すると同時に、寄木橋も使用が可能なのかどうか、その辺。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分でございますけれども、国道の橋の間は当然、ほぼほぼ平らになりますので舗装工事をすれば橋の上までは多分行けると。問題は、橋を渡って寄木側に行ったときに、今向こう側でも県工事をやっていますので、そことの調整がこちらが思っているとおり、工事が施工できる環境が整うかどうかにかかっていると思います。そこはまだクエスチョンといいますか、まだグレーな部分がございます、町とすれば、なるべく早目に開通をさせて、仮ですけれども開通をさせたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 点検孔ですけれども、堤防の維持管理のためとありますが、もうちょっと具体的に。何のために点検孔があるのか。それと同様の点検孔が町道寄木線、寄木橋以外のところにもあるんじゃないかなと思うんですけれども、ほかの場所でも同様の変更工事がまた追ってされるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 緩傾斜堤ということで土を盛ってその上にコンクリートのブロックを張る、またはたたきを、コンクリート打設をするということで下の様子って多分表面上からはわかりません。もしかすると、土が沈下をしても表面上は全くわからない状態になりますので、時々、沈下があるかないか等の点検をせざるを得ないだろうと。それと、内部にどうしても空気がありますので全部コンクリートで固めてしまうと、空気の熱膨張があった場合の空気の逃げ場所がないということで堤体に悪さをする可能性もあるので、そういう空気を抜く機能があるんだろうというふうに考えてございます。

ほかの場所はということで、何もなければただ天端のほうに黒いこのくらいのものが点、点、

点と5メートルおきくらいにあるという状況でして、堤防の上に橋梁等を設置をしてさらにその上に盛るといふときはこういう作業が出てくるんだろうと思います。

それで、イメージということで隣に写真を載せてございますけれども、たしかこれ在郷のほうの橋の部分だと思うんですが、このように橋があるところはつけさせていただいていると。原因者負担になりますけれども原因者のほうでつけているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第99号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第99号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第99号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度田浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第99号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料2冊のうち2、14ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度田浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津田浦漁港内です。

また、陸閘の浮体式起伏ゲートの製作に半年余りを必要とすることから、工期を1年延ばし令和3年2月26日までといたします。

13ページに主な変更内容、変更額等を記しています。査定番号6137号のうち、陸閘、水門について防潮堤の陸閘3基のうち、2基を横引きゲートから浮体式起伏ゲートに変更することでその製作、据えつけ費が1億8,100万円の増額、同じく防潮堤補償費について7工区は既設防潮堤を抱え込むように新しい防潮堤を建設するもので、現地精査の結果、コンクリート数量等に変更が生じ1,200万円の減額、また陸閘取りつけ部の型枠やコンクリートの数量変更により1,500万円の増額、合計300万円の増額となります。

査定番号6009号北船揚げ場について、水門との取合部で小口護岸の延長が短くなることにより2,100万円の減額です。

以上、合計1億6,300万円の増額です。

16ページは工事平面図です。各施設の位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第99号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第100号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第100号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第100号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度折立漁港海岸防潮堤右岸災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第100号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料18ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度折立漁港海岸防潮堤右岸災害復旧工事。

工事場所は、南三陸町戸倉字長須賀地内です。

また、本件でご説明いたします地盤改良に係ります国や県との協議に時間を要しましたことから、工期を1年延ばし令和3年2月26日までといたします。

17ページに主な変更内容と変更額等を記しています。

査定番号6150号防潮堤の地盤改良について、設計どおりの工法では抜けないかたい地層が現地で確認されましたことから、その地層を抜くための補助工法を追加することにより14億3,600万円の増額、防潮堤本体の盛り土材を購入土から流用土に変更することにより5,600万円の減額。以上、合計13億8,000万円の増額です。

20ページは、工事平面図、21ページは標準断面図を示しております。20ページの工事平面図では、地盤改良補助工法の使い分けの範囲や、また21ページの標準断面図においては、かたい地層の位置関係等を示しておりますのでご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

折立の工事なんですけれども、また大きな追加になって令和3年2月の完成ということでそこはわかったんですけど、そこで、関連があるかどうかわからないんですけども、その右岸だから左岸のほうの工事、実は南三陸町で一番最初に決まった工事だったんですがまだ完成を見ていないんですけど、それはいつごろ完成になるのか、そののところもあわせて伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 左岸工事につきましても、同様に今後、地盤改良の補助工法の追加の変更を考えております。ただ、左岸につきましては、いわゆる災害復旧工事以外に防潮堤の新設改良工事も並行して行っております。その分につきましてはおお

むね現地で仕上がってきているかと存じ上げます。ただ、工期につきましては、当右岸と同様に令和3年2月ごろの完成を見込んでおるところでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点だけお伺いします。

13億8,000万円というかなりの額を補正するわけですけれども、このとき、最初のときのボーリングしてあるのかどうか。先行掘削工、またはオールケーシング工ってありますけれども、この方法は私はわからないんですけれども、当時、これをしていたのかいないのか、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） どういった土木工事におきましても、事前のボーリング調査と現地地盤の状況を確認するという調査は行っております。本件につきましても所定のボーリングを行って地層状態を確認しておったところですが、当初はかたい地盤というものも認められてはおりました。ただ、その層の厚さが薄いもんですから所定の地盤改良工法でもってそのかたい地層を抜けるものと判断して設計を行ったところがございます。しかしながら、現地で実際その地盤改良機械が入りましたところ、そのかたい層を抜けなかったということで今般、そのかたい層を抜くための補助工法を追加しようとするものです。また、それらの国、県との協議に時間を要してしまったことから今回のこの時期での変更ということになります。

それから、補助工法につきましては、当初設計においては先ほど申しましたように、地盤改良工法のみでそのかたい層を抜けるものと判断いたしましたところから、当初はそういったものは想定、見込んでおりませんでした。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 簡単に言うと、想定外の地層だったということなんですかね。当初はそこまで考えちゃんとできなかったということなんですか。この1億3,000万円、1億4,000万円弱なんですけれども、これは災害復旧工事。（「13億」の声あり）あっ、13億なので災害工事、該当は協議の結果、スムーズに行われたんでしょうか、どういうふうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 先ほども申しましたように、国県との協議がおおむね整いましたことから、今般の変更契約に至ったということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第100号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これに散会することとし、明11日午前10時より本会議を開くことといたします。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時44分 散会